

資料 2 - 1

公共施設再配置計画に係る上位・関連計画について

No	分野	上位・関連計画名	計画の位置づけ
1	全般	第 2 次総合計画 H28. 9 ・基本構想 目標 2025(平成 37)年 期間 2017~2025 年度(9 年間) ・基本計画 前期 2017~2021 年度(5年間) 後期 2022~2025 年度(4年間)	将来に向けて「伊豆の国市」をどのようなまちにしていくのか、「まちの将来像」や「目標」を定め、これを実現していく施策を総合的・体系的にまとめたもの
2		新市まちづくり計画 H16.9 H26.11 変更 合併後概ね16年(2030 年 H42 年)	伊豆長岡町、韮山町、大仁町の合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランとなるもの
3		人口ビジョン H28.2 目標 2060 年度(平成 72 年度)	中長期的な人口動向の様々な影響を分析し、目指すべき将来の方向と将来の人口展望を示すもの
4	産業・経済・労働	総合戦略 H28(2016).2 計画期間 2015(平成 27) 年度から 2019(平成 31) 年度(5 年間)	まち・ひと・しごと創生法に基づき、将来にわたって夢や希望を持てる伊豆の国市を引き継いでいくことをねらいとして策定するもの
5		観光基本計画 H27.3 計画期間=平成 27 年度から平成 36 年度(10年間)	観光による地域活性化実現のため、目標と施策方針の設定、これに基づく市が総合的かつ計画的に実施すべき施策を定めるもの
6	教育・歴史・文化・芸術	教育施設整備 H20.7	子どもたちが安全で安心して学べる教育環境づくりや市民が生涯にわたって学べる環境を整備するための施策や指針を取りまとめたもの
7		社会教育・社会体育施設の今後の在り方・活用方法について(答申) H26.9	地域社会や各種団体の活動の推進や生涯学習社会を活性化する交流活動、そこに集まる人々の交流など人と人との関わりや繋がりから社会教育が推進されるために、社会教育・社会体育施設が果たす役割はとても重要であることから、今後の在り方を答申したもの
8		伊豆の国市立幼稚園及び保育園の在り方について H27.12	保育園における待機児童の解消や一部の幼稚園における園児数の減少対応などの課題を解決し、市のまちづくり基本方針に基づき、幼稚園・保育園の在り方検討委員会を設置し、地域の枠組みを踏まえながら全市民的な観点で幼稚園・保育園の在り方を検討したもの
9	健康・福祉	伊豆の国市第 2 次地域福祉計画 H25.3	市に暮らすすべての人を対象に、地域における福祉活動を進めるための基本計画として策定したもの
10		高齢者保健福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画 H27.3 計画期間=平成 27 年度~平成 29 年度(3年間)	高齢者が地域でいつまでも明るく生き生きとした生活ができる仕組みや高齢者の暮らしを地域社会全体で支える体制とする地域包括ケアシステムの構築を目標として策定したもの
11		子供・子育て支援事業計画 H27.3	従来の施策と新法制度の「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業の強化」などを合わせ、「地域全体で子育てに優しいまちを創っていく」ことを重点に計画の策定を図ったもの
12		第 4 期障害福祉計画 H27.3	本市の障がい者福祉充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として策定したもの

No	分野	上位・関連計画名	計画の位置づけ	
13	都市基盤	都市計画マスタープラン H23(2016).3 目標 2028 年(H40 年)	市の都市将来像や土地利用の基本方針、都市施設（道路・下水道・公園等）の整備方針を明確化し、各種の都市計画を定める総合的なガイドラインとなるもの	
14		公共施設等総合管理計画 H28.3	市の公共施設等の全体を把握し、現状や将来にわたる課題等を整理し、長期的な視点により公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するもの	
15		耐震改修促進計画 H20.2 策定、H28.4 変更 計画期間 平成 28 年度～平成 32 年度(5 年間)	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するもの	
16		公営住宅等長寿命化計画 H27.3 計画期間 平成 27 年度～平成 36 年度(10 年間、概ね 5 年ごとの見直し)	市営住宅においてその現状を把握し、老朽化した住宅については建替えや用途廃止を検討し、その他住宅については長期間活用するために必要な対策を検討するもの	
17		伊豆の国市庁舎のあり方協議会報告書 H28.3	庁舎の一般的な状況と問題点を踏まえ、分散している庁舎機能の集約化を前提とし、集約の方法を含めた候補地の抽出・評価を行うもの	
18		一般廃棄物処理基本計画 H25.3 計画目標年次:平成 33 年度(2021 年度)	一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項に基づき、市町村に策定が義務づけられたもの	
19		行財政運営 ・市民参加	市財政を取り巻く状況 (H28 市政懇談会資料)	市政懇談会資料として、「合併からこれまでの様々な(財政上の)優遇策」が、平成 33 年度で終了することから、今後の財政関わる課題を説明したもの。
20			中期財政計画 H27 平成 28 年度から平成 33 年度	人口推計に基づき、概ね 10 年間の市の財政を検討したもの
21	その他	地域防災計画	伊豆の国市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、市の地域に係る防災対策の大綱を定めているもの	
22		防災マップ 平成 28 年 3 月	災害時に「いつ」、「どうやって」、「どこに」逃げるのか、避難する場所や災害時の危険な場所が記載され、避難するルート、避難する場所などを自分で記載できる	
23		浸水想定区域図／国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所 ・ 水防法改正(H27.7.19 施行)に基づく 洪水浸水想定区域 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域図 指定及び公表年月日 平成 28 年 12 月 15 日	<p>《洪水浸水想定区域》 平成 27 年の水防法改正により、浸水想定区域の指定の前提となる降雨を、従来の計画規模の降雨から想定し得る最大規模の降雨(計画規模を上回る)に変更されたことを受け、洪水時の住民等の安全確保の根幹的資料として作成したもの</p> <p>《家屋倒壊等氾濫想定区域図》 一定の条件下において家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域を示したもの</p>	


公共施設再配置計画に係る上位・関連計画の再配置に関するポイント

No	ページ	分野	上位・関連計画名	計画の位置づけ	再配置に関するポイント
1	P5	全般	第2次総合計画	●「まちの将来像」や「目標」を定め、これを実現していく施策をまとめたもの	●市全体の将来像や目標であるため、個別の施設についてあまり具体的に言及していない。 ●基本構想におけるゾーニングと拠点及び拠点の基本方針の中で、「伊豆長岡駅や田京駅周辺に都市機能を融合した拠点の形成」など、分野別の拠点における方針が記載されているため、再配置との整合性を取る必要あり。
2	P6	〃	新市まちづくり計画	●伊豆長岡町、韮山町、大仁町の合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランとなるもの	●主要な施策は新たな総合計画に引き継がれている。
3	P7	〃	人口ビジョン	●中長期的な人口動向の様々な影響を分析し、目指すべき将来の方向と将来の人口展望を示すもの	●2015（平成27）年の49,787人から45年後の2060（平成72）年は37,000人程度。長期的には32,000人程度で安定的に推移。 ●個別の公共施設等に関する言及はないが、方向性として、「移住・定住地の魅力をつくる」、「子育て支援」等に関連する公共施設について留意が必要。
4	P8	産業・経済・労働	総合戦略	●まち・ひと・しごと創生法に基づき、将来にわたって夢や希望を持てる伊豆の国市を引き継いでいくことをねらいとして策定するもの	●人口の縮小を前提としており、これに基づいた人口推計等について留意が必要。 ●施策は市の全体的な方向を示すもので、個別の公共施設への言及はないが、施策として「幅広い世代からの定住の地として選ばれる」、「移住・定住の場」、「子育て支援の充実」、「安全・安心なまちづくり」、「持続可能なまちづくりの推進」を上げており、関連する公共施設等に留意が必要。
5	P9	〃	観光基本計画	●観光による地域活性化実現のため、目標と施策方針の設定、これに基づく市が総合的かつ計画的に実施すべき施策を定めるもの	●「韮山郷土史料館」や「日帰り温泉施設」などの主要な施設について交流人口増加目標を掲げている。 ●「おもてなしの伊豆の国」の将来像実現に向け「温泉地の魅力づくり」や「健康・スポーツの交流づくり」といった基本方針を上げており、関連する公共施設等に留意が必要。
6	P10	教育・歴史・文化・芸術	教育施設整備計画	●子どもたちが安全で安心して学べる教育環境づくりや市民が生涯にわたって学べる環境を整備するための施策や指針を取りまとめたもの	示された統廃合の方向性に留意が必要。 ●長期的に、幼保一元化の方向性を示している。（幼保一元化：幼稚園と保育園が同一建物内において、現行法制度下で幼稚園、保育園としてクラスを分け、教育、保育を行う） ●適正規模・適正配置の基本方針によると、小学校、中学校ともに5学級以下の過小規模校について、原則統廃合を検討する規模とする。 ●小学校、中学校ともに6学級以上の小規模校、12学級以上の国の標準学級規模校については、存続の対象とする。

No	ページ	分野	上位・関連計画名	計画の位置づけ	再配置に関するポイント
7	P11	教育・歴史・文化・芸術	社会教育・社会体育施設等の今後の在り方・活用方法について(答申)	●地域社会や各種団体の活動、生涯学習社会を活性化する交流活動など、社会教育が推進されるために、社会教育・社会体育施設が果たす役割はとても重要であることから、今後の在り方を答申したもの	●社会教育施設と社会体育施設、図書館において、ニーズの多様化に対応した既存施設の有効利用や安全面で問題のある施設の統廃合など個別の施設について検討しており、留意が必要。 ●社会教育施設のうち、大仁市民会館は廃止、韮山生涯学習センターは変更、野外活動センター(茅野つ子ひろば)は拡充 ●社会体育施設等のうち、長岡体育館とさつきヶ丘公園は拡充、江間グラウンドは変更、大仁武道館は廃止 ●図書館のうち、中央図書館(本館)と韮山図書館(分館)は拡充、長岡図書館(分館)は廃止
8	P12	〃	市立幼稚園及び保育園の在り方について(意見書)	●保育園における待機児童の解消や一部の幼稚園における園児数の減少対応などの課題について、幼稚園・保育園の在り方検討委員会を設置し、地域の枠組みを踏まえながら全学的な観点で幼稚園・保育園の在り方を検討したもの	●各幼稚園・保育園について、現状維持か、施設の改修・補修、移転・建て替え、統合などについて検討を加えており、留意が必要。 ●幼稚園の統合：のぞみ幼稚園、大仁東幼稚園 ●保育園の移転：長岡保育園 ●保育園の廃止：ひまわり保育園大仁分園
9	P13	健康福祉	第2次地域福祉計画	●市に暮らすすべての人を対象に、地域における福祉活動を進めるための基本計画として策定したもの	●市に暮らす人全ての活動を進めるための計画で有り、施設面の言及はあまりない。 ●安全・安心に暮らせる環境づくりにおいて、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進を掲げており、公共施設においてもこれを推進するとしていることから、配慮が必要。
10	P13	〃	高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画	●高齢者が地域でいつまでも明るく生き生きとした生活ができる仕組みや高齢者の暮らしを地域社会全体で支える体制とした地域包括ケアシステムの構築を目標として策定したもの	●施設的には、包括支援センターについて検討されており、公共施設に関する言及はないが、配慮が必要。 ●きめ細やかで迅速な対応ができるよう、日常生活圏域に3つ(長岡・韮山・大仁地域包括支援センター)の地域包括支援センターを設置。
11	P14	〃	子ども・子育て支援事業計画 第2次次世代育成支援行動計画	●「地域全体で子育てに優しいまちを創っていく」ことを重点に計画の策定を図ったもの	●市としても重要な施策と位置づけており、関連する施設の方向性や検討を図っている。 ●特に、地域公民館などの既存施設の利用(機能の転用)、認定こども園の導入、地域子育て支援センター機能の強化、公園の充実等が記載されており、留意が必要。
12	P14	〃	第4期障害福祉計画	●本市の障がい者福祉充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として策定したもの	●児童発達支援センターと共同生活援助(グループホーム)の整備については留意が必要。

No	ページ	分野	上位・関連計画名	計画の位置づけ	再配置に関するポイント
13	P15	都市基盤	都市計画マスタープラン	●市の都市将来像や土地利用の基本方針、都市施設（道路・下水道・公園等）の整備方針を明確化し、各種の都市計画を定める総合的なガイドラインとなるもの	●都市づくりからみた、全般的な計画で有り、公共施設については主要なものについてその方向性等を検討しており、留意が必要。 ●公共施設：老朽化施設の建て替え・耐震化 ●生涯学習関連施設、体育館・スポーツ施設、文教施設（小中学校・幼稚園・保育所・子育て支援センター）の充実
14	P16・17	〃	公共施設等総合管理計画	●市の公共施設等の全体を把握し、現状や将来にわたる課題等を整理し、長期的な視点により公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するもの	●本計画で検討する公共施設の管理に関する総合的な計画で、本計画においては、これに基づき検討を図ることとなる。 ●大方針1 施設保有量の最適化 大方針2 予防保全型への転換 大方針3 効率的・効果的な運営 ●施設類型ごとに、各施設における維持、改修（耐震化等）、廃止、移転、集約化、管理・運営の方向性などを示している。
15	P18	〃	耐震改修促進計画	●建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するもの	●公共施設の耐震化について目標を定め検討している。 ●耐震化を優先的に進める建築物として、庁舎、公民館、警察署及び消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所、避難所となる学校及び体育館等その他防災上特に重要な既存建築物を上げており、これに留意することが必要。
16	P19	〃	公営住宅等長寿命化計画	●市営住宅の現状を把握し、必要な対策を検討するもの	●公共施設としての市営住宅が対象になる。 ●長寿命化を図るべき公営住宅として、167戸（全戸261）を、その内40戸が修繕、127戸が改善とし、94戸は用途廃止となっており、整合が必要。
17	P20	〃	伊豆の国市庁舎のあり方協議会報告書	●庁舎の全般的な状況と問題点を踏まえ、分散している庁舎機能の集約化を前提とし、集約の方法を含めた候補地の抽出・評価を行うもの	●庁舎の集約化と移転について検討を行っており、留意が必要。 ●集約化を踏まえた庁舎の規模を算定し、これに基づき、新築7案、増築1案から、2名以上の複数委員が選定した5案について評価をまとめている。

No	ページ	分野	上位・関連計画名	計画の位置づけ	再配置に関するポイント
18	P21	〃	一般廃棄物処理基本計画	●一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、市町村に策定が義務づけられたもの	●公共施設として該当するものは、清掃センター、ごみ焼却場、リサイクルプラザ、し尿処理場等になる。 ●これら施設の統廃合、改善等について検討しており、留意が必要。 ○ごみ処理 ・現在稼働している焼却施設を廃止 ・適切な焼却処理の継続と新ごみ処理施設整備（伊豆市と共同で施設統合） ・平成31年度稼働開始。 ○生活排水処理 ・老朽化している大仁し尿処理場は、施設の統廃合も含めた施設整備を検討し、方向性を明確する。
19	P22	行財政運営・市民参加	市財政を取り巻く状況	●市政懇談会資料として、「合併からこれまでの様々な（財政上の）優遇策」が、平成33年度で終了することから、今後の財政関わる課題を説明したもの	●その他、財政的な負担を伴う行政課題として、新ごみ処理施設の整備に関する、斎場の整備に関する、し尿処理場の整備に関する、旧大仁高校の改修に関する、その他公共施設（庁舎を含む）の大規模改修や統廃合・再編に関することを上げていることから、留意が必要。
20	P23	〃	中期財政計画	●人口推計に基づき、概ね10年間の市の財政を検討したもの	●個別の公共施設についての言及はない。 ●中期財政運営の指針として、歳入の範囲内で、歳出を調整し、縮減可能と考えられる費目について目標値を設定し、歳出の抑制に向けた指針となることから、考慮が必要。
21	P24	その他	地域防災計画	●市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、市の地域に係る防災対策の大綱を定めているもの	●様々な災害に対する体制等が主なものとなる。 ●災害予防計画として、公共施設の耐震化、災害応急対策計画として、避難所の設置、地震防災施設緊急整備計画では防災業務施設の整備などを上げており、これらへの留意が必要。
22	P25	〃	防災マップ	●災害時に避難する場所や災害時の危険な場所が記載され、避難するルート、避難する場所などを自分で記載できる	●災害の危険性のある区域、その区域内に位置する公共施設についてはその対応検討が必要。 ●災害時の広域避難所、地区及び福祉避難所、その他公共施設、医療関連施設として示されたものについて留意が必要。
23	P26・27	〃	浸水想定区域図	●平成27年の水防法の改正による《洪水浸水想定区域》と《家屋倒壊等氾濫想定区域》	●災害の危険性のある区域、その区域内に位置する公共施設については、その対応検討が必要。

上位・関連計画名	基本的な方向性等
<p>第2次 伊豆の国市総合計画 策定 平成28年9月</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本構想 目標 2025(平成37)年 期間 2017～2025年度(9年間) 基本計画 前期 2017～2021年度(5年間) 後期 2022～2025年度(4年間) 	<p>「伊豆の国市総合計画」は、将来に向けて「伊豆の国市」をどのようなまちにしていくのか、「まちの将来像」や「目標」を定め、これを実現していく施策を総合的・体系的にまとめたものである。</p> <p>〈将来像〉 ほんわり湯の国、美味(うま)し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国</p> <p>〈まちづくりの基本理念〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 共生と調和 人と人、人と自然、人と文化の共生それぞれの調和によって地域風土をつくり、伊豆の国らしい生活を継承・創出します。 継承と創造 多様な産業とこれを支えてきた多彩な地域資源は、社会情勢の変化に対応していく知恵や力となります。これらの地域産業や地域資源を守り、継承していくこと、未来を拓くこととの両輪で、活力を想像し、いきいきと生活できる地域づくりにつなげます。 自助・共助・公助 市と市民や民間がパートナーであるという認識に立ち、お互い助け合い、誰もが暮らしやすく、そして心温まる地域づくりを進めます。
<p>〈人口目標〉</p>  <p>■人口目標■</p> <p>平成28年4月1日 49,677人 → 平成38年4月1日 47,000人以上</p>	
<p>〈土地利用の基本方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全で安心な土地利用 <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いまち、少子高齢化に対応した健康・安心な生活ができる環境づくりに配慮した土地利用 ○公共の福祉を優先し、地域の活力と利便性を高める土地利用 <ul style="list-style-type: none"> ・公共の福祉を優先した適正な土地利用誘導、生活基盤整備 ・伊豆箱根鉄道の各駅周辺は都市機能や地域生活と位置づけ、商業・業務・生活支援・行政機能を集積 ・本誌固有の温泉や歴史文化資源を効果的に活用し、地域の活力と利便性を高める土地利用の推進 ○豊かな自然環境と共生し、地域資源を生かした土地利用 <ul style="list-style-type: none"> ・富士山の景観、狩野川流域一帯の田園風景、歴史文化資源など、美しい景観の保全と形成、自然環境の保全・保護を図る土地利用 ○市民・民間の参画と連携による計画的な土地利用 	<p>〈ゾーニングと拠点及び拠点の基本方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食と農と観光交流ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・優良農地の保全、観光農園や体験農園、市民農園等の交流の場の創出等 ・集落地＝田園と調和した集落地形態の維持や住環境の向上、生活道路整備、災害対策等の実施 ○歴史・文化・観光交流ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・守山中世史跡群や葦山城跡、江川邸、葦山反射炉等の歴史文化資源が点在する区域周辺や伊豆長岡温泉周辺＝歴史にちなんだ周遊ルートの整備や歴史的街並みや建造物の保全等による市民・観光客が歴史文化に親しむ環境の創出 ・葦山反射炉周辺や江川邸周辺＝景観重点整備地区(屋外広告物の規制等による良好な景観の保全・形成) ○健康・福祉・農業交流ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・田方福祉村周辺＝高齢者福祉・障がい者福祉の充実 ・深沢川流域周辺等＝丘陵地等の立地特性を生かし、森林や農地、既存施設と連携しつつ、観光交流や健康づくりの拠点となる施設の整備による活力ある地域産業の振興 ○都市機能拠点/地域生活拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・伊豆長岡駅、田京駅の周辺＝医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業・行政機能等の都市機能が融合した拠点の形成 ・原木駅、葦山駅、大仁駅周辺＝駅の利便性を活かした地域生活拠点の形成 ○医療拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・順天堂大学医学部附属静岡病院周辺及び伊豆保健医療センター周辺 ・静岡県東部地域における医療拠点(静岡県のファルマバレープロジェクトと連携、高度医療の提供や医学・健康産業等の集積を誘導) ○産業・業務立地拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢や広域的な機能連携に配慮し、必要に応じ新たな産業・業務用地の確保 ・伊豆中央道長岡北 IC 周辺(低・未利用地等)は地域振興や経済活性化に繋がる土地利用の誘導 ○新サービス業拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・大仁南 IC 周辺地域は時代の変革に対応する企業の誘致や地域に密着したサービス業の集積の誘導 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・玄岳周辺等及び葛城山や城山周辺等＝市民共通の財産となる自然環境や水資源の保全、市民等の憩いの場、学習の場としての活用 ・集落地＝地域資源を活かし、集落の魅力を高め、生活道路整備や災害対策等による自然環境と調和した集落地形態の維持や住環境の向上

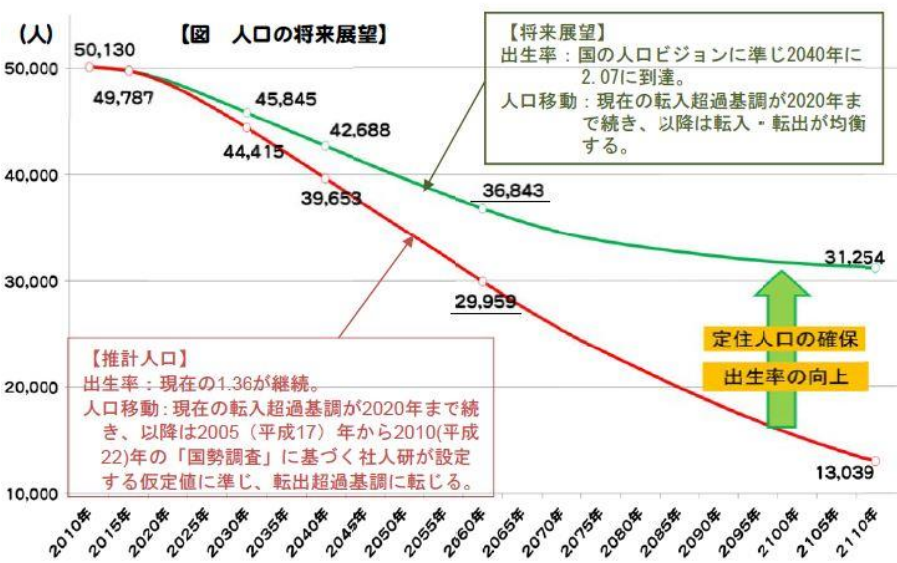
上位・関連計画名	基本的な方向性等																																
<p>新市まちづくり計画（伊豆の国市建設計画）</p> <p>策定 平成 16 年 9 月</p> <p>伊豆長岡町・韮山町・大仁町合併協議会</p> <p>平成 26 年 11 月変更 伊豆の国市</p>	<p>「新市まちづくり計画」は、伊豆長岡町、韮山町、大仁町の合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランである。本計画の実現を図ることにより、3 町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上を図るとともに、新市全体の均衡ある発展をめざすとしている。</p> <p>〈新市まちづくりの基本理念〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然と調和し、美しい環境を未来に伝えてくまち ・ 明日をひらく活力に満ちたまち ・ すこやかに暮らし、歴史と文化を守り誇りとするまち ・ 狩野川を中心に、地域の個性活かしたまち ・ 市民と行政が協働でつくるまち <p>〈将来像〉</p> <p>自然を守り、文化育む魅力（ゆめ）ある温泉健康都市</p>																																
<p>〈将来人口の見通し〉</p> <p>○人口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 12（2000）年に 50,062 人だった人口は、平成 17（2005）年に 50,225 人にまで増加し、その後は減少傾向となり、平成 42（2030）年には、39,040 人となることが予想されます。 ・ 15 歳～64 歳の生産年齢人口と 14 歳以下の年少人口の割合は減少し、65 歳以上の高齢者人口の割合が増加していきます。 <p>新市の総人口と年齢層別割合の推移（推計）</p> <p>○世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯数は、平成 12（2000）年に 17,420 世帯であったものが、平成 42（2030）年には 14,877 世帯まで減少することが予想されます。また、1 世帯当たり人員については 2.87 人が 2.62 人に減少し、世帯の小規模化の進行が予想されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2000年</th> <th>2005年</th> <th>2010年</th> <th>2015年</th> <th>2020年</th> <th>2025年</th> <th>2030年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口</td> <td>50,062</td> <td>50,225</td> <td>48,499</td> <td>47,140</td> <td>44,963</td> <td>42,166</td> <td>39,040</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>17,420</td> <td>17,442</td> <td>17,221</td> <td>17,077</td> <td>16,588</td> <td>15,820</td> <td>14,877</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たり人員</td> <td>2.87</td> <td>2.88</td> <td>2.82</td> <td>2.76</td> <td>2.71</td> <td>2.67</td> <td>2.62</td> </tr> </tbody> </table> <p>（単位：人、世帯）</p> <p>（注）昭和 50（1975）年から平成 12（2000）年のデータに基づき1世帯当たり人員の時系列分析により推計。</p>		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	総人口	50,062	50,225	48,499	47,140	44,963	42,166	39,040	世帯数	17,420	17,442	17,221	17,077	16,588	15,820	14,877	1世帯当たり人員	2.87	2.88	2.82	2.76	2.71	2.67	2.62	<p>〈土地利用構想〉</p> <p>○基本方針</p> <p>3 町の土地利用の理念を基本としながら、新市に必要な自立性や広域的役割を高め、豊かで多彩な自然・景観・温泉・産業・歴史文化などの個性を活かし、公共の福祉を優先するとともに新市の均衡ある発展を図ります。</p> <p>また、生活圏の広域化へ対応、地間連携を高めるための新市の一体化を推進しつつ、近隣の三島・函南地域、伊豆南部、沼津、熱海・伊東地域との連携交流を活発化し、伊豆全体の交流の中心となることをめざし、長期的展望に基づいた計画的かつ総合なまちづくりを進めます。</p> <p>○施策の体系</p>
	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年																										
総人口	50,062	50,225	48,499	47,140	44,963	42,166	39,040																										
世帯数	17,420	17,442	17,221	17,077	16,588	15,820	14,877																										
1世帯当たり人員	2.87	2.88	2.82	2.76	2.71	2.67	2.62																										

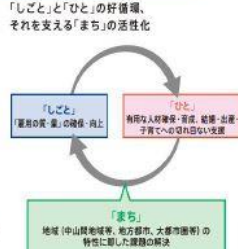
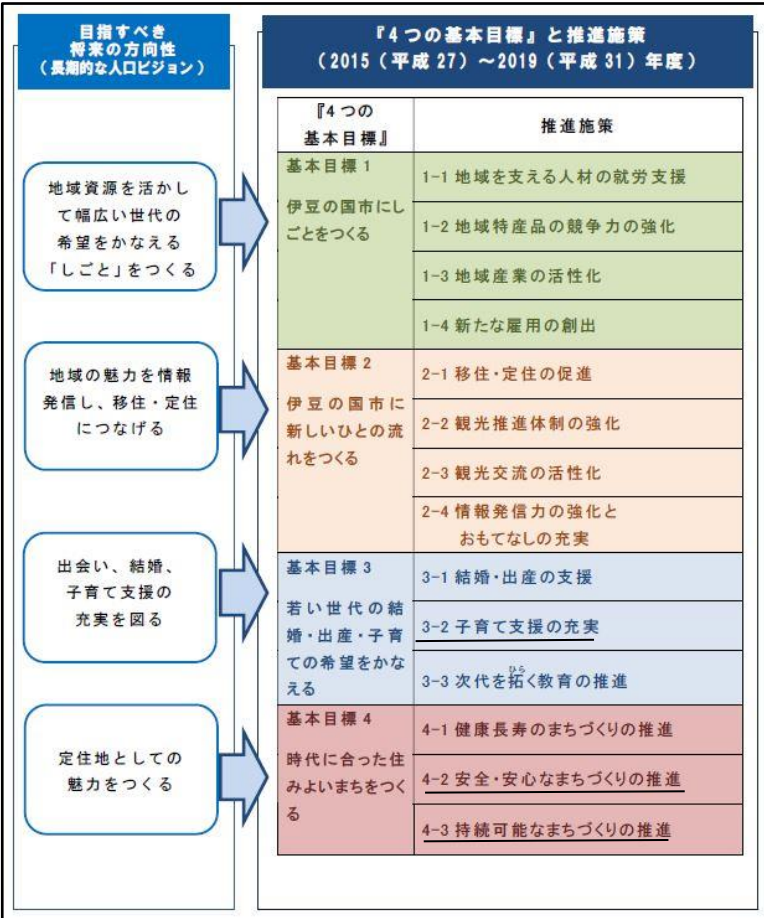
NO. 3

上位・関連計画名	基本的な方向性等
<p>伊豆の国市人口ビジョン 策定 2016 (平成 28) 年 2 月 伊豆の国市 対象期間:2060 (平成 72) 年度</p>	<p>「伊豆の国市人口ビジョン」は、中長期的な人口動向による様々な影響を分析し、目指すべき将来の方向と将来の人口展望を示した。国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び静岡県の「地方人口ビジョン」を勘案した「伊豆の国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「第 2 次伊豆の国市総合計画」の基礎として活用するものとしている。</p> <p>〈目指すべき将来の方向性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かして幅広い世代の希望をかなえる「しごと」を創る ・地域の魅力を情報発信し、移住・定住につなげる ・出会い、結婚、子育て支援の充実を図る ・定住地としての魅力をつくる

〈人口の将来展望〉

2015 (平成 27) 年の 49,787 人から 45 年後の 2060 (平成 72) 年は 37,000 人程度です。なお、それ以降も緩やかに人口は減少するものの、長期的には 32,000 人程度で安定的に推移すると見込んでいます。



上位・関連計画名	基本的な方向性等																						
<p>伊豆の国市 まち・ひと・しごと創生 総合戦略 策定 2016（平成 28）年 2 月 伊豆の国市 計画期間：2015（平成 27）年度～2019（平成 31）年度（5 年間）</p>	<p>「伊豆の国市のまち・ひと・しごと創生総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、将来にわたって夢や希望を持てる伊豆の国市を引き継いでいくことをねらいとして策定した。「伊豆の国市人口ビジョン」を踏まえ、国や静岡県の実施戦略を勘案して、本市の「まち・ひと・しごと創生」に向けた基本目標や推進施策、具体的な取組を示した。</p> <p>〈国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や施策の方向〉</p> <div data-bbox="639 524 1382 898"> <p>基本的な考え方</p> <p>①人口減少と地域経済縮小の克服 ②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立</p> <p>「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。</p>  <p>施策の方向</p> <p>基本目標① 地方における安定した雇用を創出する 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> </div>																						
<p>〈総合戦略の進行管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民協働を推進上の不可欠な視点とし、全市が一丸となって取り組むことで、最小の経費で最大の効果を挙げることを目指します。 PDCAマネジメントサイクルにより施策の見直しと改善を重ねていくこととします。 基本目標ごとにその成果を示す指標を定め、推進施策の取組を客観的に検証する重要業績評価指標を設定し、基本目標や推進施策を横断的に捉え、各取組の連携を図りながら推進します。 <p>〈総合戦略の考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の総人口（国勢調査）は、1995（平成 7）年をピークに減少に転じ、このまま人口減少が進んだ場合は、地域経済、生活環境、財政運営などに影響を及ぼすことが懸念されます。 今後、長期的な人口減少は避けられないものの、人口減少のスピードや人口減少数を抑えることは可能です。 そのため本総合戦略では、『4 つの基本目標』を設定します。市民・関係機関・行政が一体となってそれぞれの取組を連携させていくことによって、幅広い世代から定住の地として選ばれる「伊豆の国市」の実現につなげていきます。 <p>○地域の優位性を活かした戦略的取組</p> <p>東京から 100km 圏内で交通利便性が高く、豊かな自然環境や歴史、温泉、世界遺産、医療などの地域資源を有していることから、これらの資源を最大限に活かした戦略的取り組みを実践します。</p> <p>○“人口減少抑制策”と“人口減少社会適応策”の組合せ</p> <p>移住・定住などの取組や人口の減少を一定程度許容することのできるまちづくりによる戦略を組み合わせています。</p>	<p>〈総合戦略の体系（『4 つの基本目標』と推進施策）〉</p> <div data-bbox="639 1003 1406 1917">  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">『4 つの基本目標』と推進施策 (2015（平成 27）～2019（平成 31）年度)</th> </tr> <tr> <th>『4 つの基本目標』</th> <th>推進施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基本目標 1 伊豆の国市にしごとをつくる</td> <td>1-1 地域を支える人材の就労支援</td> </tr> <tr> <td>1-2 地域特産品の競争力の強化</td> </tr> <tr> <td>1-3 地域産業の活性化</td> </tr> <tr> <td>1-4 新たな雇用の創出</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基本目標 2 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる</td> <td>2-1 移住・定住の促進</td> </tr> <tr> <td>2-2 観光推進体制の強化</td> </tr> <tr> <td>2-3 観光交流の活性化</td> </tr> <tr> <td>2-4 情報発信力の強化とおもてなしの充実</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</td> <td>3-1 結婚・出産の支援</td> </tr> <tr> <td>3-2 子育て支援の充実</td> </tr> <tr> <td>3-3 次代を拓く教育の推進</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基本目標 4 時代に合った住みよいまちをつくる</td> <td>4-1 健康長寿のまちづくりの推進</td> </tr> <tr> <td>4-2 安全・安心なまちづくりの推進</td> </tr> <tr> <td>4-3 持続可能なまちづくりの推進</td> </tr> </tbody> </table> </div>	『4 つの基本目標』と推進施策 (2015（平成 27）～2019（平成 31）年度)		『4 つの基本目標』	推進施策	基本目標 1 伊豆の国市にしごとをつくる	1-1 地域を支える人材の就労支援	1-2 地域特産品の競争力の強化	1-3 地域産業の活性化	1-4 新たな雇用の創出	基本目標 2 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる	2-1 移住・定住の促進	2-2 観光推進体制の強化	2-3 観光交流の活性化	2-4 情報発信力の強化とおもてなしの充実	基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	3-1 結婚・出産の支援	3-2 子育て支援の充実	3-3 次代を拓く教育の推進	基本目標 4 時代に合った住みよいまちをつくる	4-1 健康長寿のまちづくりの推進	4-2 安全・安心なまちづくりの推進	4-3 持続可能なまちづくりの推進
『4 つの基本目標』と推進施策 (2015（平成 27）～2019（平成 31）年度)																							
『4 つの基本目標』	推進施策																						
基本目標 1 伊豆の国市にしごとをつくる	1-1 地域を支える人材の就労支援																						
	1-2 地域特産品の競争力の強化																						
	1-3 地域産業の活性化																						
	1-4 新たな雇用の創出																						
基本目標 2 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる	2-1 移住・定住の促進																						
	2-2 観光推進体制の強化																						
	2-3 観光交流の活性化																						
	2-4 情報発信力の強化とおもてなしの充実																						
基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	3-1 結婚・出産の支援																						
	3-2 子育て支援の充実																						
	3-3 次代を拓く教育の推進																						
基本目標 4 時代に合った住みよいまちをつくる	4-1 健康長寿のまちづくりの推進																						
	4-2 安全・安心なまちづくりの推進																						
	4-3 持続可能なまちづくりの推進																						

上位・関連計画名	基本的な方向性等
<p>伊豆の国市 観光基本計画 策定 平成 27 年 3 月 伊豆の国市 計画期間:2015 (平成 27) 年度～2019 (平成 36) 年度 (10 年間)</p>	<p>観光による地域活性化を実現するために、目標と施策の方針の設定、これに基づく市が総合的かつ計画的に実施すべき施策について定めた。</p> <p>〈将来像〉</p> <p style="text-align: center;">“毎日が魅力あるまち “おもてなしの伊豆の国”</p> <p style="text-align: center;">～歴史と温泉、豊かな自然と農産物 ありのままの魅力発信～</p> <p>〈理念〉</p> <p>私たちは、自らの日常の中に光る、当たり前前の魅力に目を向け、それこそが、多くの観光客をひきつけるものであるという自覚を持ち、市民一人ひとりの参加による“おもてなしの伊豆の国”の実現のための取り組みを推進します。</p> <p>そして、その取り組みの推進によって、地域振興、産業・雇用の創出、国際親善、文化・芸術等を活性化することを目指します。</p>

〈目標〉

将来像を実現するために、以下の目標を掲げます。

	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 36 年度)	目標達成に向けた取組例
観光交流人口 ¹	2 2 1 万人	3 0 0 万人	1 菫山反射炉 世界文化遺産登録を活かした観光PR、伊豆半島ジオパークの「世界ジオパークネットワーク」加盟等

〈目標の内訳〉

	平成 25 年度 実績	平成 36 年度 目標	目標の考え方 (※)
民間観光施設	410,000	600,000	新東名高速道路、伊豆縦貫道などの高速交通網の充実、既存施設の誘客強化、新規参入などを見込み、5 割程度の増加を目標とします。
市内イベント参加	141,469	230,000	市民との協働によるイベントやスポーツ大会の誘客など、イベントの充実を誘客に結び付けて、6 割程度の増加を目標とします。
観光農園	268,283	400,000	観光農園最盛時期以外の季節にイベントを開催するなどの新たな取組等により、5 割程度の増加を目標とします。
江川邸	39,729	60,000	菫山反射炉への観光客増加による相乗効果、回遊ルートの創設による観光客増加等を見込み、5 割程度の増加を目標とします。
菫山郷土史料館	12,886	20,000	菫山反射炉への観光客増加による相乗効果、回遊ルートの創設による観光客増加等を見込み、5 割程度の増加を目標とします。
菫山反射炉	85,920	150,000	好調期 11 万人の実績、世界文化遺産登録やおもてなしの充実等による誘客効果を見込み、7 割程度の増加を目標とします。
日帰り温泉施設	306,753	330,000	他施設等への観光客増加による相乗効果や施設の収容人数等を考慮し、1 割程度の増加を目標とします。
その他施設 (ゴルフ場他)	226,485	340,000	他施設等への観光客増加による相乗効果、新たな誘客拠点の強化等を見込み、5 割程度の増加を目標とします。
宿泊客数	723,969	870,000	好調期 87 万人の実績、宿泊施設の稼働率の向上、インバウンドの取組強化等を見込み、2 割程度の増加を目標とします。
(宿泊客数の内) 外国人宿泊客数 ⁴	約 6,000	20,000	国を挙げたインバウンドの取組や菫山反射炉への誘客増加による相乗効果等を考慮し、3 倍程度の増加を目標とします。
合計	2,215,494	3,000,000	

※観光施設利用客数の推移 (09,10) の数値を参考に目標を設定した。

¹観光交流人口：静岡県観光交流動向調査による観光交流客数 (「宿泊客数」と「観光レクリエーション客数」の合計)

²ジオパーク：地球活動の遺産を主な見所とする自然の中の公園のこと

³世界ジオパークネットワーク：Global Geoparks Network (GGN)。2004 年にユネスコの支援により設立。世界各地のジオパークを審査して、ネットワークへの加盟認定を行う

⁴外国人宿泊客数：外国人宿泊客の集計をしている伊豆長岡温泉及び大土温泉の実績を参考にした。なお、観光レクリエーション客としての外国人観光客は、「宿泊客数」以外の項目に含まれる。

〈基本方針と施策の体系〉

■施策の体系図



〈基本計画〉関連する施策

- 菫山反射炉周辺の魅力強化
- 健康・スポーツによる交流づくり
- スポーツリズムの推進
- 安全で心な旅行環境の提供 (ユニバーサルデザインによる による街並みの形成等)
- 魅力を結ぶ近隣市町との連携推進

〈スポーツ施設・レクリエーション系施設〉スポーツ施設、レクリエーション施設・観光施設

上位・関連計画名	基本的な方向性等																														
<p>伊豆の国市 教育施設整備計画</p> <p>策定 平成 20 年 7 月 伊豆の国市 計画期間 短期:平成 20 年 7 月～平成 25 年 中期:平成 26 年以降</p>	<p>子どもたちが安全で安心して学べる教育環境づくりや市民が生涯にわたって学べる環境を整備するための施策や指針を取りまとめた「伊豆の国市教育施設整備計画書」を策定した。</p> <p>〈伊豆の国市の教育の基本方針〉</p>																														
<p>〈耐震化優先順位の考え方〉 ○教育関係施設の耐震化の優先順位の考え方</p> <p>構造耐震指標 (Is 値) が 0.3 未満の建築物については、地震による倒壊の危険性が高いことから耐震化を最優先させ、次に、耐震性能ランク及び Is 値により区分し、さらに、耐震性能ランク等が同様の場合には建物の用途等により優先順位を定める。</p> <table border="1" data-bbox="164 1019 678 1281"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>評価 1 耐震性能ランク区分による優先順位</th> <th>評価 2 建物の用途等による優先順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>構造耐震指標 (Is 値) が 0.3 未満の建築物の耐震化を最優先</td> <td>優先順位①: 災害時の拠点となる建築物 (防災の避難所等に使用される施設)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>耐震性能ランク「Ⅲ」</td> <td>優先順位②: 上記に含まれない学校、幼稚園、保育園 優先順位③: 上記以外の不特定多数者が利用する建築物</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>耐震性能ランク「Ⅱ」かつ構造耐震指標 (Is 値) が 0.7 未満</td> <td>優先順位④: その他の建築物</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>耐震性能ランク「Ⅰ」かつ構造耐震指標 (Is 値) が 0.7 以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■評価結果</p> <table border="1" data-bbox="164 1310 678 1684"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>評価 1 耐震性能ランク区分による優先順位</th> <th>評価 2 建物の用途等による優先順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>構造耐震指標 (Is 値) が 0.3 未満の建築物の耐震化を最優先</td> <td>優先順位①: 田原幼稚園、榎崎保育園、長岡幼稚園、長岡小 (技術棟)、 優先順位②: 葛山小 (技術棟)、 優先順位③: 葛山郷土史料館、大仁武道館 優先順位④: ー</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>耐震性能ランク「Ⅲ」</td> <td>優先順位①: 大仁東小 (体育館)、長岡北小 (南校舎西側)、長岡南小 (体育館) 優先順位②: 葛山西幼稚園 優先順位③: 大仁市民会館 優先順位④: ー</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>耐震性能ランク「Ⅱ」かつ構造耐震指標 (Is 値) が 0.7 未満</td> <td>該当施設なし</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>耐震性能ランク「Ⅰ」かつ構造耐震指標 (Is 値) が 0.7 以上</td> <td>優先順位①: 大仁小 (北校舎)、長岡北小 (体育館、南校舎)、長岡南小 (運動下、校舎東側、北校舎、西校舎、校舎中央西側、東側)、葛山小 (中校舎西側、東側、北校舎、教員施設)、大仁中学校 (南校舎中央、東側、北校舎、運動下) 優先順位②: 共和幼稚園 優先順位③: ー 優先順位④: ー</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	評価 1 耐震性能ランク区分による優先順位	評価 2 建物の用途等による優先順位	1	構造耐震指標 (Is 値) が 0.3 未満の建築物の耐震化を最優先	優先順位①: 災害時の拠点となる建築物 (防災の避難所等に使用される施設)	2	耐震性能ランク「Ⅲ」	優先順位②: 上記に含まれない学校、幼稚園、保育園 優先順位③: 上記以外の不特定多数者が利用する建築物	3	耐震性能ランク「Ⅱ」かつ構造耐震指標 (Is 値) が 0.7 未満	優先順位④: その他の建築物	4	耐震性能ランク「Ⅰ」かつ構造耐震指標 (Is 値) が 0.7 以上		優先順位	評価 1 耐震性能ランク区分による優先順位	評価 2 建物の用途等による優先順位	1	構造耐震指標 (Is 値) が 0.3 未満の建築物の耐震化を最優先	優先順位①: 田原幼稚園、榎崎保育園、長岡幼稚園、長岡小 (技術棟)、 優先順位②: 葛山小 (技術棟)、 優先順位③: 葛山郷土史料館、大仁武道館 優先順位④: ー	2	耐震性能ランク「Ⅲ」	優先順位①: 大仁東小 (体育館)、長岡北小 (南校舎西側)、長岡南小 (体育館) 優先順位②: 葛山西幼稚園 優先順位③: 大仁市民会館 優先順位④: ー	3	耐震性能ランク「Ⅱ」かつ構造耐震指標 (Is 値) が 0.7 未満	該当施設なし	4	耐震性能ランク「Ⅰ」かつ構造耐震指標 (Is 値) が 0.7 以上	優先順位①: 大仁小 (北校舎)、長岡北小 (体育館、南校舎)、長岡南小 (運動下、校舎東側、北校舎、西校舎、校舎中央西側、東側)、葛山小 (中校舎西側、東側、北校舎、教員施設)、大仁中学校 (南校舎中央、東側、北校舎、運動下) 優先順位②: 共和幼稚園 優先順位③: ー 優先順位④: ー	<p>〈整備基本計画〉</p> <p>○分類別基本目標と施設整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の規模・老朽化等の課題 <p>◇小学校では、7 校中規模面でやや不足気味の学校が 5 校存在し、また、耐震未改修施設が存在するのは 4 校となっている。特に、長岡南小学校と大仁東小学校の屋内運動場は面積、耐震両方の問題を抱えている。</p> <p>◇中学校では、3 校中規模面で若干不足する学校が 1 校、耐震未改修施設が存在する学校が 2 校存在する。特に、大仁中学校はどちらにも該当し、かつ施設の老朽化がかなり進んでいる。</p> <p>○適正規模・適正配置の基本方針</p> <p>学校の適正配置模式図</p> <p>■小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> □5 学級以下の過小規模校 (原則統廃合を検討する規模) <ul style="list-style-type: none"> ・大仁東小学校 (現状 6 学級、将来複式学級の対象となる) → 統廃合の対象 (平成 22 年度に大仁小学校と統合予定) □6 学級～11 学級の小規模校 (本市の実情における学校存続の規模) <ul style="list-style-type: none"> ・長岡北小学校 (現状 7 学級、将来 6 学級) ・大仁北小学校 (現状 11 学級、将来 10～11 学級) → 存続の対象 (通学区域の編成等により学年内での複数学級の確保に努める) □12 学級～18 学級の適正規模校 (国の標準学級の規模) <ul style="list-style-type: none"> ・長岡南小学校 (現状 18 学級、将来 18～19 学級) ・葛山南小学校 (現状 12 学級、将来 12 学級) ・大仁小学校 (現状 16 学級、将来 12～15 学級) ・葛山小学校 (現状 19 学級、将来 20～22 学級) ※18 学級を上回るが適正規模校の範囲内として捉える → 通学区域の編成等により適正化に努める <p>■中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> □5 学級以下の過小規模校 (原則統廃合を検討する規模) <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし → 統廃合の対象 (将来的に統廃合を検討する) □6 学級～11 学級の小規模校 (本市の実情における学校存続の規模) <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし → 存続の対象 □12 学級～18 学級の適正規模校 (国の標準学級の規模) <ul style="list-style-type: none"> ・長岡中学校 (現状 12 学級、将来 12 学級) ・葛山中学校 (現状 16 学級、将来 15 学級) ・大仁中学校 (現状 13 学級、将来 10～13 学級) → 存続の対象 <p>※学級数は 40 人/学級の普通クラスを対象としている</p>
優先順位	評価 1 耐震性能ランク区分による優先順位	評価 2 建物の用途等による優先順位																													
1	構造耐震指標 (Is 値) が 0.3 未満の建築物の耐震化を最優先	優先順位①: 災害時の拠点となる建築物 (防災の避難所等に使用される施設)																													
2	耐震性能ランク「Ⅲ」	優先順位②: 上記に含まれない学校、幼稚園、保育園 優先順位③: 上記以外の不特定多数者が利用する建築物																													
3	耐震性能ランク「Ⅱ」かつ構造耐震指標 (Is 値) が 0.7 未満	優先順位④: その他の建築物																													
4	耐震性能ランク「Ⅰ」かつ構造耐震指標 (Is 値) が 0.7 以上																														
優先順位	評価 1 耐震性能ランク区分による優先順位	評価 2 建物の用途等による優先順位																													
1	構造耐震指標 (Is 値) が 0.3 未満の建築物の耐震化を最優先	優先順位①: 田原幼稚園、榎崎保育園、長岡幼稚園、長岡小 (技術棟)、 優先順位②: 葛山小 (技術棟)、 優先順位③: 葛山郷土史料館、大仁武道館 優先順位④: ー																													
2	耐震性能ランク「Ⅲ」	優先順位①: 大仁東小 (体育館)、長岡北小 (南校舎西側)、長岡南小 (体育館) 優先順位②: 葛山西幼稚園 優先順位③: 大仁市民会館 優先順位④: ー																													
3	耐震性能ランク「Ⅱ」かつ構造耐震指標 (Is 値) が 0.7 未満	該当施設なし																													
4	耐震性能ランク「Ⅰ」かつ構造耐震指標 (Is 値) が 0.7 以上	優先順位①: 大仁小 (北校舎)、長岡北小 (体育館、南校舎)、長岡南小 (運動下、校舎東側、北校舎、西校舎、校舎中央西側、東側)、葛山小 (中校舎西側、東側、北校舎、教員施設)、大仁中学校 (南校舎中央、東側、北校舎、運動下) 優先順位②: 共和幼稚園 優先順位③: ー 優先順位④: ー																													
<p>〈幼保一元化の検討〉</p> <p>基本的に、長期的な幼保一元化に向けて、次のような段階的な方向性の案を示している。</p> <p>『幼保連合』: 幼稚園、保育園がそれぞれ別の場所で、連携して教育、保育を行う。</p> <p>『幼幼 (保保) 統合化』: 二つ以上の幼稚園同士又は保育園同士が統合し、一つの園になり、教育、保育を行う。</p> <p>『幼保一体化』: 幼稚園と保育園が同一建物内において、現行法制度下で幼稚園、保育園としてクラスを分け、教育、保育を行う。</p>	<p>〈学校教育系施設〉 学校 (小学校・中学校) 〈子育て支援施設〉 幼保・こども園、幼児・児童施設</p>																														

上位・関連計画名	基本的な方向性等																																																																																																																																								
<p>社会教育・社会体育施設の今後の在り方・活用方法について(答申)</p> <p>策定 平成 26 年 9 月</p> <p>伊豆の国市社会教育委員会</p>	<p>地域社会や各種団体の活動の推進や生涯学習社会を活性化するための交流活動、そこに集まる人々の交流など人と人との関わりや繋がりが社会教育が推進されるために、社会教育・社会体育施設が果たす役割はとても重要であることから、その今後の在り方を答申した。</p> <p>〈基本的な考え〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の基本方針「未来を担う人を育み、豊かな歴史、文化を築くまち、誰もがすこやか、元気に生きるまち」の具現化を図る。 ・市民の生涯学習や交流、体力づくりや健やかな体(心身)の育成などの拠点としての役割を担い、今後も地域交流の拠点や高齢者の体力増進活動、市民の健康維持活動の拠点となることからその充実を図る。 ・既存施設の有効利用による多様なニーズに対応できる充実した施設への転換、老朽化や安全面で問題が顕在化している施設などの統廃合などによる誰もが安全で気軽に利用できるような施設整備 																																																																																																																																								
<p>〈整備基本計画〉</p> <p>〈社会教育施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長岡中央公民館(あやめ会館) 利用者が一定程度あり、災害時の避難拠点であることから、当面は現状のままで使用継続することが望ましい。 ・葦山農村環境改善センター 一定程度の利用があり、行政の市民窓口機能を併設する予定があることから、当面は現状のままで使用継続することが望ましい。 ・大仁市民会館 耐震対策が必要で、利用者の安全を考慮すると抜本的かつ早急な検討が必要で、大仁支所など他の市施設への移行等により、当面は利用しない形とすべきと考える。 ・葦山生涯学習センター 廃校となった葦山小学校奈古谷分校の施設を、奈古谷区が指定管理者制度を利用して管理しているが、利用が少なく、年間の管理費は賸えていない。奈古谷区から管理に対する負担が重く、改善要請が市に提出されており、今後の在り方については、奈古谷区と市当局の間で十分協議した上で方向性を見出すことが必要と考える。 ・野外活動センター(茅野っ子ひろば) 平成 26 年 4 月開設の新しい施設。今後の利用促進のために、隣接施設との連携、宿泊棟への対応などの充実を検討することが必要である。 <p>〈社会体育施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長岡体育館 観覧席の設置などの整備により、屋内体育施設の核としての充実を図る。 ・葦山体育館 隣接する中学校の利用が有り、施設の利用率は高く、中学校使用時以外での施設開放を継続する。 ・大仁体育館 老朽化が進んでいるが、利用がそれなりにあり、利用者の安全を考え修繕を行いつつ現状維持とする。 ・大仁東体育館 耐震補強や野外活動センターとともに利用者の利便性や安全を確保するため早急に整備するよう要望する。 ・さつきヶ岡公園 この公園と併せて、野外活動センターの校舎施設や野外炊事場などと、市民の森やまごころ市場を、このエリアを“伊豆のふる里”として活性化を図ることを要望する。 ・葦山運動公園 野球場の夜間照明、陸上競技場用及びサッカー一場の公式戦仕様化、観覧席の設置など、屋外施設の核として早急に整備する必要がある。 ・江間グラウンド 利用団体が地域に密着していることから、地元の利用者に管理・運営を移管すべきと考える。 ・神島グラウンド 維持管理の負担も少ないことから、現状維持とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・狩野川リバーサイドパーク テニスコート・弓道場の利用率は高く、現状維持とする。 ・広瀬公園 テニスコート・弓道場の利用率は高く、現状維持とする。 ・江間公園 テニスコートは新設で、利用が促進されるよう広報し、現状維持とする。 ・大仁武道館 老朽化や耐震強度に問題があり、早急に利用を中止すべき。将来的には、コミュニティセンターを指向した施設の在り方を検討すべき。 ・長岡温水プール 市唯一の指定管理者制度による温水プールで、現状維持とする。 <p>〈図書館〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館(本館) 市内での利用は最も多く、施設や蔵書の規模から市内図書館の本館として、これらの実績数値を維持するように一層の環境整備に努める。 ・葦山図書館(分館) 葦山駅に隣接し、葦山文化センターに併設され、利便性も良く、管理面などからの受付の統一、施設のバリアフリー化を図る。 ・長岡図書館(分館) 図書館の機能としては廃止すべき利用者の中央図書館や葦山図書館による本館の利用者の受入と、代替施設として公共施設の空きスペース活用を検討する。 <p>○利用方針一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>No.</th> <th>区分</th> <th>施設名</th> <th>拡充</th> <th>維持</th> <th>変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">社会教育施設</td> <td>1</td> <td>社会教育施設</td> <td>長岡中央公民館</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>＃</td> <td>葦山農村環境改善センター</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>＃</td> <td>大仁市民会館</td> <td></td> <td></td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>＃</td> <td>葦山生涯学習センター</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>＃</td> <td>野外活動センター</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="13">社会体育施設等</td> <td>1</td> <td>体育館</td> <td>長岡体育館</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>＃</td> <td>葦山体育館</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>＃</td> <td>大仁体育館</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>＃</td> <td>大仁東体育館</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>グラウンド</td> <td>さつきヶ岡公園</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>＃</td> <td>葦山運動公園</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>＃</td> <td>江間グラウンド</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>＃</td> <td>神島グラウンド</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>テニスコート・弓道場</td> <td>狩野川リバーサイドパーク</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>＃</td> <td>広瀬公園</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>テニスコート</td> <td>江間公園</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>柔道場・剣道場</td> <td>大仁武道館</td> <td></td> <td></td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>プール</td> <td>長岡温水プール</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">図書館</td> <td>1</td> <td>本館</td> <td>中央図書館</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>分館</td> <td>葦山図書館</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>＃</td> <td>長岡図書館</td> <td></td> <td></td> <td>廃止</td> </tr> </tbody> </table>		No.	区分	施設名	拡充	維持	変更	社会教育施設	1	社会教育施設	長岡中央公民館		○		2	＃	葦山農村環境改善センター		○		3	＃	大仁市民会館			廃止	4	＃	葦山生涯学習センター			○	5	＃	野外活動センター	○			社会体育施設等	1	体育館	長岡体育館	○			2	＃	葦山体育館		○		3	＃	大仁体育館		○		4	＃	大仁東体育館		○		5	グラウンド	さつきヶ岡公園		○		6	＃	葦山運動公園	○			7	＃	江間グラウンド			○	8	＃	神島グラウンド		○		9	テニスコート・弓道場	狩野川リバーサイドパーク		○		10	＃	広瀬公園		○		11	テニスコート	江間公園		○		12	柔道場・剣道場	大仁武道館			廃止	13	プール	長岡温水プール		○		図書館	1	本館	中央図書館	○			2	分館	葦山図書館	○			3	＃	長岡図書館			廃止
	No.	区分	施設名	拡充	維持	変更																																																																																																																																			
社会教育施設	1	社会教育施設	長岡中央公民館		○																																																																																																																																				
	2	＃	葦山農村環境改善センター		○																																																																																																																																				
	3	＃	大仁市民会館			廃止																																																																																																																																			
	4	＃	葦山生涯学習センター			○																																																																																																																																			
	5	＃	野外活動センター	○																																																																																																																																					
社会体育施設等	1	体育館	長岡体育館	○																																																																																																																																					
	2	＃	葦山体育館		○																																																																																																																																				
	3	＃	大仁体育館		○																																																																																																																																				
	4	＃	大仁東体育館		○																																																																																																																																				
	5	グラウンド	さつきヶ岡公園		○																																																																																																																																				
	6	＃	葦山運動公園	○																																																																																																																																					
	7	＃	江間グラウンド			○																																																																																																																																			
	8	＃	神島グラウンド		○																																																																																																																																				
	9	テニスコート・弓道場	狩野川リバーサイドパーク		○																																																																																																																																				
	10	＃	広瀬公園		○																																																																																																																																				
	11	テニスコート	江間公園		○																																																																																																																																				
	12	柔道場・剣道場	大仁武道館			廃止																																																																																																																																			
	13	プール	長岡温水プール		○																																																																																																																																				
図書館	1	本館	中央図書館	○																																																																																																																																					
	2	分館	葦山図書館	○																																																																																																																																					
	3	＃	長岡図書館			廃止																																																																																																																																			
<p>〈学校教育系施設〉 学校（小学校・中学校）</p>	<p>〈子育て支援施設〉 幼保・こども園、幼児・児童施設</p>																																																																																																																																								

上位・関連計画名	基本的な方向性等																																																																					
<p>伊豆の国市 市立幼稚園及び保育園の在り方について（意見書） 平成 27 年 12 月 伊豆の国市立幼稚園及び保育園在り方検討委員会</p>	<p>本市において、保育園における待機児童の解消や一部の幼稚園における園児数の減少対応などの喫緊の課題を解決し、伊豆の国市のまちづくり基本方針の大きな柱である「未来を担う人づくり」「子ども安心して産み育てられる環境整備」に基づき、伊豆の国市立幼稚園・保育園の在り方検討委員会を設置し、地域の枠組みを踏まえながら全市的な観点で幼稚園・保育園の在り方を検討した。</p>																																																																					
<p><u>〈今後の幼稚園・保育園の在り方〉</u></p> <p>○長岡幼稚園 継続維持することが望ましい。</p> <p>○共和幼稚園 平成 24 年度に新築。完成後に耐震基準の法改正。耐震補強工事を実施、ハード面での問題はクリアしている。</p> <p>○富士美幼稚園 平成 17 年度に新築、築 10 年。雨漏れ等頻繁にあるもの補修により使用可能と考える。園児数も各歳児 2 クラスずつあり継続維持することが望ましい。</p> <p>○田京幼稚園 平成 23 年度に新築。施設も充実しておりハード面は問題ないが、今後、空き教室活用の検討が必要となるが当面は継続維持すること望ましい。</p> <p>○のぞみ 幼稚園 平成 15 年度に新築、比較的施設も新しく充実。遊戯室天井に強度不足の診断を受けたが、耐震補強工事实施する予定であり、ハード面での問題はクリアできるものとする。現在、各歳児とも 1 クラスで、空き教室活用の検討が必要である。同じ小学校区で小規模施設となっている大仁東幼稚園の受入れ先として適切である。</p> <p>○大仁東幼稚園 築 30 年を経過し、継続使用する場合は建替えも視野に入れる必要がある。自然環境については、大変恵まれている。これを生かして、地域とのかかわり深くもった少人数教育進めているが、現在の園児数が 8 名で、ことに年長クラスにおいては 0 名であり、一人当たりの教育コストが他園と比べて高くなっている。近隣住民が少なく、防犯上の問題がある。子どもの健やかな成長のため、多く子どもとかわりが持てる教育環境を考えると施設の立地条件や今後の人口推計からも、こ状況が好転するとは考えにくいことから、同じ小学校区ののぞみ幼稚園との統合が望ましく、統合においては保護者等に対する十分な説明により理解を得る必要があると考える。</p>	<p>○長岡保育園 立地場所が土砂災害特別警戒区域内にあり、安全上の大きな問題を抱える。築 30 年が経過し、施設の補修工事などの維持費や敷地の賃貸料が大きな負担となっている。保育園の需要がまだ多いこと、安全・安心な子育て環境を提供する必要のあることから移転・建替えが望ましい。</p> <p>○あゆみ保育園 平成 25 年度開園、新舎で快適に保育ができる環境あり、施設的には一時保育室、病児保育室も有し、多様な保育に対応可能な施設である。人的対応が整えば面積的にも待機児童の受け皿となり得る施設であり、立地場所も良く市の保育園施設の核として活用を検討していくことが望ましい。</p> <p>○ひまわり保育園 平成 6 年に建築され、平成 23 年度に大規模な補修工事を実施している。敷地の一部は借地であるが、保育ニーズ高い地域であるため継続維持していくことが望ましい。</p> <p>○ひまわり保育園大仁分園 ひまわり保育園の分園として 0 歳児、1 歳児を中心に保育を実施、一時保育事業については年間延べ 1,000 人を超える児童の利用があり、保護者からも大変好評で、子育て支援に貢献できている施設である。築 34 年で、耐震性に問題があり、県から改善指導を受けている。今後は、安全・安心な子育て環境を提供する必要から、分園としての機能を廃止し、一時保育事業についてはあゆみ保育園などにシフトすることが望ましい。</p> <p>○今後の幼稚園・保育園の在り方一覧</p> <table border="1" data-bbox="805 1415 1404 1792"> <thead> <tr> <th></th> <th>NO.</th> <th>区分</th> <th>施設名</th> <th>拡充</th> <th>維持</th> <th>変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">幼稚園施設</td> <td>1</td> <td>幼稚園</td> <td>長岡幼稚園</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>"</td> <td>共和幼稚園</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>"</td> <td>富士美幼稚園</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>"</td> <td>のぞみ幼稚園</td> <td></td> <td></td> <td>統合</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>田京幼稚園</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>"</td> <td>大仁東幼稚園</td> <td></td> <td></td> <td>統合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">保育園施設</td> <td>7</td> <td>保育園</td> <td>長岡保育園</td> <td></td> <td></td> <td>移転</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>"</td> <td>あゆみ保育園</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>"</td> <td>ひまわり保育園</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>"</td> <td>ひまわり保育園大仁分園</td> <td></td> <td></td> <td>廃止</td> </tr> </tbody> </table>		NO.	区分	施設名	拡充	維持	変更	幼稚園施設	1	幼稚園	長岡幼稚園		○		2	"	共和幼稚園		○		3	"	富士美幼稚園		○		4	"	のぞみ幼稚園			統合	5		田京幼稚園		○		6	"	大仁東幼稚園			統合	保育園施設	7	保育園	長岡保育園			移転	8	"	あゆみ保育園		○		9	"	ひまわり保育園		○		10	"	ひまわり保育園大仁分園			廃止
	NO.	区分	施設名	拡充	維持	変更																																																																
幼稚園施設	1	幼稚園	長岡幼稚園		○																																																																	
	2	"	共和幼稚園		○																																																																	
	3	"	富士美幼稚園		○																																																																	
	4	"	のぞみ幼稚園			統合																																																																
	5		田京幼稚園		○																																																																	
	6	"	大仁東幼稚園			統合																																																																
保育園施設	7	保育園	長岡保育園			移転																																																																
	8	"	あゆみ保育園		○																																																																	
	9	"	ひまわり保育園		○																																																																	
	10	"	ひまわり保育園大仁分園			廃止																																																																
<p>〈子育て支援施設〉 幼保・こども園（幼稚園）</p>																																																																						

NO. 9

上位・関連計画名	基本的な方向性等															
<p>伊豆の国市 第2次地域福祉計画 策定 平成25年3月 伊豆の国市 計画期間:平成25年度～平成29年度(5年間)</p>	<p>市に暮らすすべての人を対象に、地域における福祉活動を進めるための基本計画として策定する。</p> <p>〈計画の基本理念〉</p> <p style="text-align: center;">市民が支える地域福祉 心温まるいずのくに</p>															
<p>〈計画の基本目標と具体的な取り組み〉</p> <table border="1" data-bbox="161 571 678 896"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>具体的な取り組み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本目標1 福祉文化の醸成</td> <td>1 地域福祉の推進体制</td> </tr> <tr> <td>2 市民主体の地域福祉の推進</td> </tr> <tr> <td>3 福祉の意識づくり</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基本目標2 利用者主体の福祉サービスの充実</td> <td>1 サービスを利用しやすい環境づくり</td> </tr> <tr> <td>2 人権の尊重</td> </tr> <tr> <td>3 福祉サービス提供基盤の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり</td> <td>1 健康づくり、生きがいづくりの推進</td> </tr> <tr> <td>2 地域の安全・安心の確保</td> </tr> <tr> <td>3 ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進</td> </tr> <tr> <td>4 市民の移動手段の確保</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	具体的な取り組み	基本目標1 福祉文化の醸成	1 地域福祉の推進体制	2 市民主体の地域福祉の推進	3 福祉の意識づくり	基本目標2 利用者主体の福祉サービスの充実	1 サービスを利用しやすい環境づくり	2 人権の尊重	3 福祉サービス提供基盤の整備	基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり	1 健康づくり、生きがいづくりの推進	2 地域の安全・安心の確保	3 ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進	4 市民の移動手段の確保	<p style="text-align: center;">基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり</p> <p>○ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進</p> <p>〈施策の方向〉 ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の措置を講ずることにより、移動上及び施設利用の利便性と安全性の向上を図り、高齢者や障がいのある人が活動しやすいまちづくりの環境整備の推進</p> <p>〈施策〉</p> <p>ー公共施設のユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進ー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の整備 道路や公園、その他公の施設については身体障がい者用トイレ、視覚障がい者誘導ブロックの設置、通路の段差解消 など優先度の高い施設からユニバーサルデザイン・バリアフリー化 ・観光エリアの整備 外国語を含む観光案内看板、誘導標識等の再整備やバリアフリー対応の観光トイレ設置等、誰もが気軽に訪れることができるようユニバーサルデザインに基づく観光エリアの整備の推進 <p>ー民間施設の整備促進ー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設のバリアフリー化の促進 不特定多数の人が訪れる生活関連施設等は、ユニバーサルデザインに基づく施設整備やバリアフリー化を働きかけ、施設整備に対して支援
基本目標	具体的な取り組み															
基本目標1 福祉文化の醸成	1 地域福祉の推進体制															
	2 市民主体の地域福祉の推進															
	3 福祉の意識づくり															
基本目標2 利用者主体の福祉サービスの充実	1 サービスを利用しやすい環境づくり															
	2 人権の尊重															
	3 福祉サービス提供基盤の整備															
基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり	1 健康づくり、生きがいづくりの推進															
	2 地域の安全・安心の確保															
	3 ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進															
	4 市民の移動手段の確保															
<p>〈子育て支援施設〉 幼保・こども園、幼児・児童施設 〈保健・福祉施設〉 高齢者施設、保健施設</p>																

NO. 10

上位・関連計画名	基本的な方向性等
<p>伊豆の国市 高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画 策定 平成27年3月 伊豆の国市 計画期間:平成27年～平成29年(3年間) (中長期として平成37年を見据える)</p>	<p>高齢者が地域でいつまでも明るく生き生きとした生活ができる仕組みや高齢者の暮らしを地域社会全体で支える体制とした地域包括ケアシステムの構築を目標とする「伊豆の国市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」を策定した。</p> <p>〈基本理念〉</p> <p style="text-align: center;">地域で支え合い、だれもがすこやか、元気に生きるまち</p>
<p>〈日常生活圏と地域包括センターの考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター →平成23年度より2か所に設置。保健師、社会福祉士や主任ケアマネジャーなどが中心となり介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を実施 →きめ細やかで迅速な対応ができるよう、日常生活圏域に3つ(長岡・葦山・大仁地域包括支援センター)の地域包括支援センターを設置 ・地域包括支援センター運営協議会 →地域包括ケアの中心的役割を担う地域包括支援センターを統括し、監督・指導や連携調整を図り、中立性・公平性を確保する適正な事業運営の実施 ・日常生活圏域 →前計画と同様に長岡地区、葦山地区、大仁地区の3圏域 	<p>○介護保険施設の整備予定</p> <p>〈施設整備の方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要と供給のバランスに注意しながら、在宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービスの基盤整備を進める。 ・施設・居住系サービスは、今後開所が予定される施設や近隣市町の施設を活用し、施設入所待機者への対応を図る。 ・今後、養護老人ホームの特定施設化を推進する。 ・伊豆の国市介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会において、事業所の審査、指定や適切な運営を図る。
<p>〈保健・福祉施設〉 高齢者施設</p>	

上位・関連計画名	基本的な方向性等
<p>伊豆の国市 子ども・子育て支援事業計画 第2次 次世代育成支援行動計画 策定 平成 27 年 3 月 伊豆の国市 計画期間:平成 27 (2015) 年度～平成 31 (2024) 年度 (5 年間)</p>	<p>「地域全体で子育てに優しいまちを創っていく」ことを重点とし、「地域での子育て支援」や「見守り活動、子どもの安全安心、学校教育の充足」などを継続させ、新たな法制度の「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業の強化」などと合わせ、本計画の策定を図った。</p> <p>〈基本目標〉</p> <p>ゆったりのんびりこころ温か子育て支援</p> <p>～子どもを安心して産み育てられる環境の整備～</p>
<p>〈基本計画〉</p> <p>子どもを社会全体で支えると共に、教育機会の確保を行う（家庭や地域の教育力）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンの活動充実◆地域の公民館などを利用し、ボランティア等による子育て中の親子が集えるサロンの運営が可能となるよう検討します。 ・地域の公民館など既存施設の活用◆子ども同士が気楽に遊べる場として、地域の公民館が利用可能となるよう自治会等へ働きかけます。 <p>子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充実感のある授業の展開◆魅力ある授業を実現するため、幼稚園・小学校・中学校を会場にして授業研修会を実施◆幼小連携を推進、幼稚園と家庭の連続性を配慮、預かり保育や子育て支援を推進（幼稚園） <p>誰もが希望する教育と保育サービスが受けられるように</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の充実◆施設の老朽化や統廃合による園舎の建替えや移転などを行い、子どもが安心して過ごせる幼稚園の整備を推進◆保護者の就労等に対応した、預かり保育の導入や、認定こども園への移行など、民間事業者への多様な支援 ・認定こども園の導入◆少子化の進行と、保育所へのニーズの増加などから、保育所若しくは幼稚園における認定こども園の導入希望に対して、適切な対応並びに支援。 	<p>特に支援が必要な子どもが健やかに育つように</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが身近な場所で安心して通える場所の提供（伊豆の国市児童発達支援センター）◆児童発達支援センターを拠点とした、障がいのある児童や障がい疑われる児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う通所支援や放課後等デイサービス、相談体制の充実。 <p>子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センターの普及◆ファミリー・サポート・センターの周知を図り、会員（おねがい会員、まかせて会員）を募集し、安心して子育てができる環境を確立 ・地域子育て支援センター機能の強化◆未就学児やその保護者が相互の交流を行う場である子育て支援センターを通じた子育てについての相談、情報提供、助言、その他の支援充実。 <p>安全、安心まちづくりの整備促進（道路、公共交通、公園等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近で遊べる公園の充実◆既存の公園の適正管理◆遊具などの安全点検に取り組み、安心して遊べる公園を維持◆公園施設は、都市公園条例に基づいた適正な配置
<p>〈市民文化施設〉 集会施設 〈子育て支援施設〉 幼保・こども園（幼稚園）</p>	

上位・関連計画名	基本的な方向性等																																									
<p>伊豆の国市 第4期障害者福祉計画 策定 平成 27 年 3 月 計画期間:平成 27 年度～平成 29 年度 (3 年間)</p>	<p>本市の障がい者福祉充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「伊豆の国市第4期障害福祉」策定する。</p> <p>〈基本理念〉</p> <p>その人らしく自立し、安心した生活が送れる、ぬくもりのあるまち</p>																																									
<p>〈障がい者福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方〉</p> <p>障がい福祉サービスの提供体制確保に当たっては、障害者計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的に整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 訪問系サービスの充実 ◎ 日中活動系サービスの保証 ◎ 地域生活への移行推進 ◎ 一般就労への移行を推進 ◎ 障がい児支援体制の整備 ◎ 包括的相談支援体制の整備 ◎ 障がい者の地域生活の支援 	<p>障がい福祉サービス・地域生活支援事業の目標</p> <p>〈基盤整備計画〉</p> <p>市内において、平成 27 年度に児童通所サービスの提供場所として、児童発達支援センターを1箇所整備する。共同生活援助（グループホーム）1箇所の整備を計画する。</p> <table border="1" data-bbox="735 1767 1401 2027"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童発達支援</td> <td>定員（人分）</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>整備数（箇所）</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放課後等デイサービス</td> <td>定員（人分）</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>整備数（箇所）</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保育所等訪問支援</td> <td>定員（人分）</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>整備数（箇所）</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同生活援助</td> <td>定員（人分）</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>整備数（箇所）</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	児童発達支援	定員（人分）	20	0	0	整備数（箇所）	1	0	0	放課後等デイサービス	定員（人分）	10	0	0	整備数（箇所）	1	0	0	保育所等訪問支援	定員（人分）	—	0	0	整備数（箇所）	1	0	0	共同生活援助	定員（人分）	0	6	0	整備数（箇所）	0	1	0
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																																						
児童発達支援	定員（人分）	20	0	0																																						
	整備数（箇所）	1	0	0																																						
放課後等デイサービス	定員（人分）	10	0	0																																						
	整備数（箇所）	1	0	0																																						
保育所等訪問支援	定員（人分）	—	0	0																																						
	整備数（箇所）	1	0	0																																						
共同生活援助	定員（人分）	0	6	0																																						
	整備数（箇所）	0	1	0																																						

上位・関連計画名	基本的な方向性等
<p>伊豆の国市 都市計画マスタープラン</p> <p>策定 平成 23 年 3 月 目標:2028 年 (平成 40 年)</p>	<p>市の都市将来像や土地利用の基本方針、都市施設（道路・下水道・公園等）の整備方針を明確化し、各種の都市計画を定める総合的なガイドラインとなる。</p> <p>〈まちづくりの理念〉 自然や歴史と共生する活力ある健康都市“伊豆の国”</p> <p>〈まちづくりの目標〉 ○自然を生かした、快適なまちづくり○産業が振興し活気あふれるまちづくり○地域の歴史と文化を生かしたまちづくり○健康で心豊かなまちづくり○誰もが安全で安心に暮らせるまちづくり○市民とともに歩むまちづくり</p>

〈まちづくりの将来フレーム〉

	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2028年 (H40)
実績値	50,062	50,011	—	—	—	—	—
将来フレーム	—	—	50,200	49,500	48,400	46,700	45,500
他計画等のフレーム							
人口問題研究所 (H20推計)	—	—	49,297	48,117	46,502	44,560	—
第一次伊豆の国市 総合計画	—	—	50,000	50,000	50,000	—	—
国土利用計画 第一次伊豆の国市計画	—	—	—	(H28) 50,000	—	—	—

単位：人

○将来都市構造

- ・市街地ゾーン（狩野川周辺の低地、都市的要素の集中する市街地（市街化区域））→良好な住宅地、商工業の利便を図る都市環境形成
- ・集落地ゾーン（市街地周辺の集落地）→自然豊かな農村集落環境、伝統的営農風景・景観の維持、少子高齢化対策等による地域活性化、市北部別荘地→自然環境と調和した良好な居住環境の維持
- ・自然環境保全ゾーン（市街地周辺の農地・山林・山地）→自然環境や生態系の保全を図り、公園や観光拠点など、自然とのふれあいの場と自然と調和した土地利用を図る。

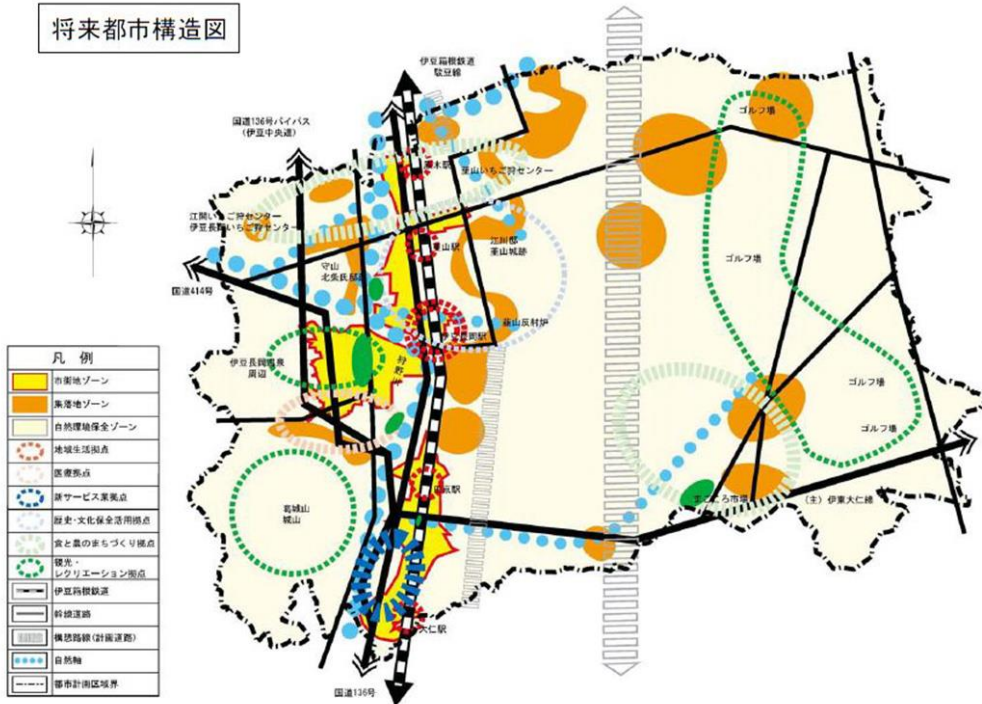
○まちの拠点

- ・中心的な地域生活拠点＝伊豆長岡駅周辺
- ・地域生活拠点＝伊豆箱根鉄道駿豆線各駅周辺
- ・地域生活拠点周辺＝既存の都市機能の充実
- ・医療拠点＝順天堂大学医学部附属静岡病院周辺及び伊豆保健医療センター周辺
- ・新サービス業拠点＝大仁南インターチェンジ周辺地域
- ・歴史・文化保全活用拠点＝葦山反射炉、葦山城跡、江川邸、守山、北条氏邸跡など
- ・食と農のまちづくり拠点＝市内の観光農園、まごころ市場周辺
- ・観光・レクリエーション拠点＝葛城山・城山及びその周辺、伊豆長岡温泉周辺、東部山間地内ゴルフ場等レクリエーション施設周辺

○その他都市施設の基本方針

- ・公共公益施設
老朽化した施設の建て替え、耐震補強の推進
生涯学習関連施設の充実
体育館や運動場等のスポーツ施設の充実
- ・文教施設
幼稚園や小中学校の施設や設備の充実、老朽化した園舎や校舎、体育館などの改築・移転に併せた施設の耐震改修等の推進、保育所や子育てセンター等の充実

将来都市構造図



上位・関連計画名	基本的な方向性等
<p>伊豆の国市 公共施設等総合管理計画 策定 平成 28 年 3 月 計画期間:平成 28 年度～平成 57 年度 (30 年間)</p>	<p>市における公共施設等の全体を把握し、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を整理し、長期的な視点により公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定する。</p> <p>〈今後の管理に関する大方針〉公共施設 大方針 1 施設保有量の最適化 大方針 2 予防保全型への転換 大方針 3 効率的・効果的な運営</p>
<p>〈公共施設等の管理に関する基本的な考え方〉</p> <p>○点検・診断及び安全性確保の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築後別の公共施設状況を見ると、建築後 30 年以上経過した建築物の延床面積が全体の約 5 割で、建築物や設備の老朽化に伴う機能損失を未然防止することが極めて重要である。 ・日常的・定期的な点検や診断を導入することにより、損傷や故障の発生に伴い修繕を行う「事後保全」から、機能の低下の兆候を検出し事前に使用不可能な状態を避けるために行う「予防保全」転換し、計画的な保全に努める。 ・点検・診断は、「法定」と「自主」を組み合わせ実施し、建築物や設備の機能を維持する事を基本とする。 ・得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的な取り組みを図る ・点検・診断の結果、劣化状況などから危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ、改修、更新、解体などを検討し、安全性の確保に努める。 <p>○維持管理・修繕更新等の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の整備には、PPP や PFI などを検討するとともに、効率的な維持管理や収入の確保に努めるなど、ライフサイクルコスト（生涯費用）の縮減や行政サービスの維持向上につなげる。 ・各施設における部位・部材などの修繕周期及び前述の点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に修繕を実施することより機能の維持に努める。 ・施設の更新には、人口の動向や市民ニーズ、周辺施設の立地状況及び類似施設の状況などを踏まえ、適正な規模を検討するとともに、機能の統合（集約化・複合化）や減築などを検討し、効率的な施設配置を目指す。 <p>○耐震化及び長寿命の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の再配置の観点から継続して使用いく施設を対象とし、耐震診断の結果などを考慮し、段階的に耐震化を推進する。 ・施設の長寿命化は、長寿化改善を実施し、ライフサイクルコストの縮減を見込める施設を対象とし、定期点検や予防保全の結果を踏まえて改修を計画的に実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えいくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指す。 ・今後の継続・保有施設のうち、建築後 30 年を経過している施設については、劣化度調査の実施を検討するとともに、調査実施の際はその結果を踏まえ、大規模改修時に長寿命化改善を併せて実施することで、長期的な維持管理コストの縮減を図る。 ・今後、新たに策定する長寿命化計画については、本計画における方針と整合を図る。 <p>○統合や廃止の推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の施設の有効利用や必要に応じて他用途への転用を図るなど、利便性や地域の特殊性などに配慮するとともに、財政事情を考慮しながら計画的に進める ・現在、分散している公共施設は機能の集約化を図り、市民サービスの効率化に努める ・現在、利用が少ない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、人口構成の変動や財政状況など踏まえながら、客観的視点か保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図る。 ・施設の統合や廃止により生じる跡地は、売却などの処分により、将来的に維持していく施設の維持管理・整備費用のための財源として活用を図る。 	<p>〈施設類型ごとの管理に関する基本的な方針〉</p> <p>1. 市民文化系施設</p> <p>①集会施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長岡中央公民館（あやめ会）」、「韮山農村環境改善センター」 →当面は現状の使用を継続、貸出施設の使用状況及び利用者の範囲や行政の事務所としての利用状況などを考慮し、集約化を検討 ・「韮山生涯学習センター」 →地区と協議しながらそのあり方について検討 ・その他の公民館及び集会所 →将来的に土地建物を地元に譲渡し、地域住民による施設の管理・運営を目指す <p>②文化施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長岡総合会館（アクシスカつらぎ）」、「韮山文化センター（時代劇場）」 →利便性が高く、多くの市民に利用されている施設であり、定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理を図る。 ・「大仁市民会館」 →一定の利用はあるものの、老朽化が著しいことや耐震性が不足していることから、既存の公共施設へ会館機能の移転を目指す。 <p>2. 社会教育系施設</p> <p>①図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中央図書館」、「韮山図書館」 →多くの市民に利用されている施設であり、定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努める。 ・「長岡図書館」 →安全性の面から平成 28 年 3 月で利用を休止し、「中央図書館」と「韮山図書館」にその機能を移転するとともに、休止後の建物のあり方について検討する。 <p>②博物館等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「韮山郷土史料館」 →老朽化が著しいことや耐震性が不足していることから、博物館機能の移転を検討する。 ・「歴史民俗資料館」 →市の歴史を後世に伝えるための重要な施設であることから、定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努める。 <p>3. スポーツ・レクリエーション系施設</p> <p>①レクリエーション施設 ・観光施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長岡南浴場」、「長岡北浴場」、「韮山温泉館」 →設置目的や利用状況、維持管理費用などを踏まえ、市内に 3 カ所ある高齢者温泉施設と一体的に施設のあり方について検討する。 ・平成 27 年 9 月に閉鎖された「観光情報センター（跡地）」 →関係機関との調整により、効率的な跡地活用を図る。 ・観光トイレの 3 施設 →設置目的である観光客の利便性の向上を図りつつ、適正に維持管理し、その利用状況によって、設置している施設の運営団体による管理運営について検討する。 ・その他レクリエーション施設・観光施設 →施設の安全性の確保に努めるとともに、観光客の利便性の向上を図ることにより、利用増進を目指す。

②スポーツ施設

- ・体育館
- 市民以外にスポーツ合宿などで利用され、今後も利用者の増加が見込まれ、設備面の更新等を計画的に実施し、定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努める。
- ・「大仁武道館」
- 耐震性が不足しているため平成 28 年 3 月で使用を休止し、施設を廃止する予定。
- ・「神島グラウンド」
- スポーツ活動の場として利用が見込まれ、定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努める。
- ・「江間グラウンド」
- 利用団体が地域に密着していることから地元の利用者による管理運営を検討する。
- ・「長岡温水プール」
- 市内及び市外から多くの利用者が見込まれ、定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努める。

4. 産業系施設

- 来訪者の安全性や利便を確保するため、定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努める。

5. 学校教育系施設

①学校

- 今後は更なる少子化の進行が想定されるが、当面は現状施設配置を維持する。ただし、施設の老朽化が著しく、将来構想・計画の策定や劣化調査を実施し、施設の計画的な長寿命化や建替えなどを検討する。
- ・「菰山中学校」の旧技術棟
- 老朽化が進んでいることや耐震性も不足していることから、解体する予定である。
- ・「長岡北小学校」体育館
- 耐震性が不足しており、耐震補強を実施する。
- ・余剰教室
- 地域の実情を踏まえながら他施設と複合化などを検討する。

②その他教育施設

- ・給食施設・センター
- 老朽化への対応や施設運営の効率化に向けて、施設の集約を目指す。

6. 子育て支援施設

①幼保・こども園

- ・「長岡保育園」
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に立地していることから、施設の移転などを検討する。
- ・「ひまわり保育園大仁分園」
- 施設の老朽化などにより継続的な利用が困難であることから、分園としての機能は廃止し、ひまわり保育園などに移転することを検討する。
- ・「大仁東幼稚園」
- 施設の老朽化が進んでいることや、園児 10 名未満で増加の見込みがないことから「のぞみ幼稚園」との統合を検討する。
- ・幼稚園
- 施設の利用状況や保育園へのニーズを踏まえながら、幼稚園の利活用を検討する。

②幼児・児童施設

- ・子育て支援の 2 施設及び放課後児童教室などの 6 施設
- 少子化の進行に伴い、将来的に利用者数の減少が想定されるが、核家族化や夫婦共働きの増加などの社会構造変化に伴う利用者ニーズも高く、現状の施設配置を維持する。
- ・放課後児童教室などの 6 施設
- 対象児童年齢の引き上げで、定員増加による建物規模の確保が課題となるが、空き教室を活用し効率的な施設運営を行う。
- ・「児童館」（大仁武道館と同じ建物内に設置）
- 耐震性の不足により、平成 28 年 3 月で利用を休止し、施設を廃止し、既存の公共施設へ児童館機能を移転する。

7. 保健福祉施設

①高齢福祉施設

- ・「高齢者健康会館」「老人憩の家水晶苑」「高齢者温泉交流館」
- 設置目的や利用状況、維持管理費用などを踏まえ、市内に 3 カ所ある観光温泉施設と一体的な施設のあり方を検討する。

②保健施設

- ・「菰山福祉・保健センター」
- 介護予防事業の利用が予定され、今後も利用者の増加が見込まれる。設備面の更新などを計画的に実施し、定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努める。

8. 医療施設

- ・敷地及び建物は、公益財団法人伊豆保健医療センターへの移管や民間への売却などについて検討する。

9. 行政系施設

①庁舎等

- ・平成 25 年度末から庁舎機能の集約について、調査・検討が進められており、その結果を踏まえ、集約の方法や時期などを検討する。

②その他行政系施設

- ・防災センター
- 避難場所に指定されており、定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努める。

10. 公営住宅

- ・維持管理の対象とする住宅は「伊豆国市公営等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕・改善事業を推進する。
- ・解体・撤去の対象となる住宅跡地については、地域の実情や土地需要に配慮しながら効率的な土地活用を目指す。

11. 公園

- ・市民の交流や憩い場所であり、スポーツ活動の拠点として、市内外から多くの利用者が訪れる施設である。定期的な点検や日常的な維持管理により施設の安全性確保や利用者の利便性の向上に努める。
- ・「広瀬公園」に設置されているプール
- 老朽化と利用期間が短く、ポンプ設備などの維持管理費が高額なことから、屋外プールのあり方について検討する。

12. 供給処理施設

- ・既存のごみ焼却施設
- 新しいごみ焼却施設が平成 34 年度に稼動する予定であり、整備完了後に廃止する。
- ・「菰山リサイクルプラザ」「大仁リサイクルセンター」「長岡清掃センター」内の資源ごみの処理機能
- ごみ焼却施設の整備に伴い配置状況などを踏まえた施設のあり方を検討する。
- ・最終処分場
- 埋め立て量の目標値に近づき、広域的な連携も視野に入れ対応を検討する。民間連携による焼却灰の再利用を検討し、埋め立て量の減量化を実施する。
- ・し尿処理場
- 「大仁し尿処理場」は廃止し、「長岡し尿処理場」と「菰山し尿処理場」の 2 処理場体制としたが、維持管理費の抑制や効率的な処理のため 1 処理場体制への移行を進める。移行の完了までは適切な維持管理に努める。廃止した施設について、解体撤去を進め、跡地の有効活用を検討する。
- ・「資源循環センター農土香」
- 資源循環施設として継続して維持管理を図る。

13. その他

- ・「長岡斎場」
- 施設や設備の老朽化で施設規模が不足することから、耐用年数や市民意向を踏まえ、新たな火葬場の整備を進める。整備が完了するまでは適切な維持管理に努める。
- ・「旧田中山分校」及び「旧高原分校」
- 建物の状況を踏まえながら有効活用の可能性を検討する。
- ・ポンプ場
- 内水対策に必要な施設であり、機械設備の定期的な点検などにより、施設の維持管理に努め、必要に応じ施設更新を行う。
- ・排水機場及び揚水場
- 農業生産の安定や農地保護に必要な施設で、機械設備の定期的な点検などにより、施設の維持管理に努め、必要に応じて施設の更新を行う。
- ・「市営 1 号源泉」
- 温泉供給施設のあり方に沿って、機械設備の整備を図る。
- ・上記以外の施設は、安全性確保に努めながら適切な維持管理に努める。

上位・関連計画名	基本的な方向性等																																																																																																																																		
<p>伊豆の国市</p> <p>耐震改修促進計画</p> <p>平成 28 年 4 月変更 (平成 20 年 2 月策定)</p> <p>計画期間:平成 27 年度～平成 29 年度 (3 年間)</p>	<p>本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものである。</p>																																																																																																																																		
<p>〈公共建築物の耐震化の目標設定〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時、学校は避難場所等、病院は災害の負傷者治療、庁舎は被害情報収集や災害対策指示など、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。 平常時の利用者の安全確保とともに、災害時の拠点施設としての機能確保から、公共建築物の耐震性確保が必要であり、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むことが求められている。 市では、県とともに学校、庁舎等の公共建築物の耐震診断を行い、結果等を公表、具体的な耐震化の目標と耐震化計画を策定するなど、積極的に耐震化の促進に取り組んでいる。 市が所有する公共建築物は、耐震性能に係るリストを平成 19 年 3 月に公表し、耐震性が不足する市有建築物について計画的に耐震化を進めるため、耐震化の実施方法を定めた耐震化計画を平成 20 年 2 月に策定している。 平成 27 年 4 月 1 日現在、市有建築物の耐震化率は 76.4% (県が想定している東海地震に対する耐震化率) である (表 1-7)。 東海地震に対して耐震性能がやや劣るランク II、耐震性が劣るランク III の建築物及び未診断建築物、計 31 棟については、施設の状態に応じて移転、解体、建替等を実施していく。 <p>〇市有建築物の耐震性能 (平成 27 年 4 月 1 日現在) (棟)</p> <table border="1" data-bbox="156 1249 646 1456"> <thead> <tr> <th rowspan="3">建築物の用途*</th> <th colspan="5">東海地震に対する耐震性能を要するランク**</th> <th rowspan="3">未診断</th> <th rowspan="3">計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">I</th> <th rowspan="2">II</th> <th rowspan="2">III</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>新基準 S56.5 以降の建築物</th> <th>旧基準 Ia Ib</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①災害時の拠点となる建築物</td> <td>43</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>17</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>②多数の者が利用する建築物</td> <td>26</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>③市営住宅</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>④その他の主要な建築物</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>87</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>17</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>構成割合</td> <td>63.5%</td> <td>9.5%</td> <td>5.1%</td> <td>12.4%</td> <td>5.1%</td> <td>4.4%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>東海地震に対する耐震化率**</td> <td colspan="2">78.1%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(参考)建築基準法上の耐震化率**</td> <td colspan="2">90.5%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1、2 東海地震に対する耐震性能を要するランクは静岡県が独自に定めたものであり、耐震性能を要するランク (I～III) 及び建築物の用途[①～④]の内容については、資料編参照 (p.15)</p> <p>※3 東海地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランク I</p> <p>※4 建築基準法上の耐震性を有するとされる建築物はランク I とランク II</p>	建築物の用途*	東海地震に対する耐震性能を要するランク**					未診断	計	I		II	III		新基準 S56.5 以降の建築物	旧基準 Ia Ib	①災害時の拠点となる建築物	43	11	5	17	1	0	79	②多数の者が利用する建築物	26	0	0	0	0	1	30	③市営住宅	10	0	2	0	3	1	16	④その他の主要な建築物	6	2	0	0	3	4	15	計	87	13	7	17	7	6	137	構成割合	63.5%	9.5%	5.1%	12.4%	5.1%	4.4%	100.0%	東海地震に対する耐震化率**	78.1%							(参考)建築基準法上の耐震化率**	90.5%							<p>〈建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定〉</p> <div data-bbox="718 571 1388 1344"> <p>1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定</p> <p>①想定される地震の規模、想定される被害の状況 (静岡県第 4 次地震被害想定)</p> <p>ア 地震の規模 (レベル 1) マグニチュード 8.0 程度 (駿河トラフ・南海トラフ沿い) (レベル 2) マグニチュード 9.0 程度 (駿河トラフ・南海トラフ沿い)</p> <p>イ 死者数、地震動等による建築物の全壊・焼失棟数 (レベル 1) 死者数 0 人、全壊・焼失棟数 約 200 棟 (駿河トラフ・南海トラフ沿い) (レベル 2) 死者数 約 10 人、全壊・焼失棟数 約 300 棟 (駿河トラフ・南海トラフ沿い)</p> <p>②耐震化の現状と目標設定</p> <p>ア 住宅 …耐震化率の目標 95% (平成 32 年度末)</p> <p>イ 多数の者が利用する特定建築物* …耐震化率の目標 95% (平成 32 年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物と災害時の拠点となる建築物の耐震化率の目標…100% ・民間建築物の耐震化率の目標 … 93% <p>以上を達成するため、建築物の用途ごとの耐震化率の目標を下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="742 918 1364 1288"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築物用途</th> <th rowspan="2">耐震化率</th> <th colspan="2">(単位: %)</th> </tr> <tr> <th>計画策定時</th> <th>現状 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅</td> <td>74.3 (H20 年)</td> <td>78.8 (H25 年)</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">多数の者が利用する特定建築物 (法第 14 条第 1 号)</td> <td>86.0 (H29 年度)</td> <td>90.6 (H35 年度)</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>公共</td> <td>79.4</td> <td>95.4</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>88.4</td> <td>88.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害時の拠点となる建築物</td> <td>84.1</td> <td>97.4</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>77.1</td> <td>96</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">不特定多数の者が利用する建築物</td> <td>85.7</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>77.1</td> <td>77.6</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>85.7</td> <td>85.7</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特定多数の者が利用する建築物</td> <td>76.2</td> <td>76.8</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>93.8</td> <td>95.1</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>87.5</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>94.4</td> <td>94.7</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本計画において、特定建築物とは、法 14 条の規定に基づき一定の用途と規模が定められた特定既存耐震不適格建築物をいう。</p> </div> <p>〈建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策〉</p> <p>〇優先的に着手すべき建築物等の設定</p> <p>ア 建築物の耐震化を優先的に着手すべき建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 地震が発生した場合→災害応急対策の拠点の庁舎、公民館、警察署及び消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所、避難所となる学校及び体育館等その他防災上特に重要な既存建築物 耐震改修促進法で定める特定建築物 文化財である建築物及び文化財が収蔵されている建築物 旧建築基準法で建築された市営住宅及び一般住宅 <p>イ 重点的に耐震化すべき区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 静岡県地震対策推進条例第 15 条第 4 項に規定する緊急輸送路、避難路又は避難地等の沿道 木造住宅密集地区 (例えば、木造住宅密 30 棟/ha 以上となる) <p>〇地震時に通行を確保すべき道路の指定</p> <p>市の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路や避難路は、地震後の避難・救急・消火・緊急物資の輸送機能等を担うため重要な道路であり、その沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止し、道路機能を確保していくことは非常に重要である。市では、緊急輸送路等の避難路沿道建築物の耐震化を促進するため、法第 6 条第 3 項第 2 号の規定に基づき建築物の所有者等に耐震化の努力義務を課す道路として、地域防災計画に位置づけられた避難路を指定する。</p>	建築物用途	耐震化率	(単位: %)		計画策定時	現状 (目標)	住宅	74.3 (H20 年)	78.8 (H25 年)	95	多数の者が利用する特定建築物 (法第 14 条第 1 号)	86.0 (H29 年度)	90.6 (H35 年度)	95	公共	79.4	95.4	民間	88.4	88.9	災害時の拠点となる建築物	84.1	97.4	100	77.1	96	100	不特定多数の者が利用する建築物	85.7	100	100	77.1	77.6	82	85.7	85.7	100	特定多数の者が利用する建築物	76.2	76.8	80	93.8	95.1	96	87.5	100	100		94.4	94.7	95
建築物の用途*		東海地震に対する耐震性能を要するランク**							未診断	計																																																																																																																									
		I		II	III																																																																																																																														
	新基準 S56.5 以降の建築物	旧基準 Ia Ib																																																																																																																																	
①災害時の拠点となる建築物	43	11	5	17	1	0	79																																																																																																																												
②多数の者が利用する建築物	26	0	0	0	0	1	30																																																																																																																												
③市営住宅	10	0	2	0	3	1	16																																																																																																																												
④その他の主要な建築物	6	2	0	0	3	4	15																																																																																																																												
計	87	13	7	17	7	6	137																																																																																																																												
構成割合	63.5%	9.5%	5.1%	12.4%	5.1%	4.4%	100.0%																																																																																																																												
東海地震に対する耐震化率**	78.1%																																																																																																																																		
(参考)建築基準法上の耐震化率**	90.5%																																																																																																																																		
建築物用途	耐震化率	(単位: %)																																																																																																																																	
		計画策定時	現状 (目標)																																																																																																																																
住宅	74.3 (H20 年)	78.8 (H25 年)	95																																																																																																																																
多数の者が利用する特定建築物 (法第 14 条第 1 号)	86.0 (H29 年度)	90.6 (H35 年度)	95																																																																																																																																
	公共	79.4	95.4																																																																																																																																
	民間	88.4	88.9																																																																																																																																
災害時の拠点となる建築物	84.1	97.4	100																																																																																																																																
	77.1	96	100																																																																																																																																
不特定多数の者が利用する建築物	85.7	100	100																																																																																																																																
	77.1	77.6	82																																																																																																																																
	85.7	85.7	100																																																																																																																																
特定多数の者が利用する建築物	76.2	76.8	80																																																																																																																																
	93.8	95.1	96																																																																																																																																
	87.5	100	100																																																																																																																																
	94.4	94.7	95																																																																																																																																

上位・関連計画名	基本的な方向性等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>伊豆の国市 公営住宅等長寿命化計画 策定 平成 27 年 3 月 平成 27 年度～平成 36 年度（10 年間、概ね 5 年ごとの見直し）</p>	<p>市営住宅においてその現状を把握し、老朽化した住宅については建替えや用途廃止を検討し、その他住宅については長期間活用するために必要な対策を検討する。</p> <p>〈目的〉 住棟毎に、建替え、改善、修繕等の活用手法を定め、効率的に事業を実施し、良質なストックを効果的に長期活用することを目的とする。また、事業に伴う費用対効果を算出し、活用手法の選定を行い、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化等を図ることを目的とする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>〈長寿命化に関する基本方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ストックの状態把握・日常的な維持管理方針 <ul style="list-style-type: none"> ・管理する市営住宅のデータは、日常的な保守点検、修繕・改善等の履歴を住棟単位で整理・把握 ・この管理データを活用し、住棟単位で予防保全的な維持管理を効率的に実施 ○長寿命化・ライフサイクルコストの縮減に関する方針 <ul style="list-style-type: none"> ・対症療法型の維持管理から予防保全的な維持管理及び耐久性向上等を図る改善の実施による市営住宅の長寿命化 ・長寿命化型改善の建替え更新時期の延命でライフサイクルコストの縮減 ・定期点検を充実させ建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐ ・建物の長寿命化に向けた効率的な修繕又は改善工事の実施 ・市民ニーズや社会状況の変化に対応した間取りや設備等に対する適切な改善により、住民にとり機能的で住みやすい長寿命化工事の実施 <p>○長寿命化を図るべき公営住宅</p> <p>〈公営住宅〉</p> <table border="1" data-bbox="172 1317 641 1478"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公営住宅管理戸数</td> <td>261 戸</td> </tr> <tr> <td>・維持管理予定戸数</td> <td>167 戸</td> </tr> <tr> <td> うち修繕対応戸数</td> <td>40 戸</td> </tr> <tr> <td> うち改善予定戸数</td> <td>127 戸</td> </tr> <tr> <td>・建替予定戸数</td> <td>0 戸</td> </tr> <tr> <td>・用途廃止予定戸数</td> <td>94 戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 計画期間後に建替予定である公営住宅は、本計画期間内には維持管理予定とする。 注2) 改善予定戸数については、全面的改善・個別改善の合計とする。</p>	対 象	合 計	公営住宅管理戸数	261 戸	・維持管理予定戸数	167 戸	うち修繕対応戸数	40 戸	うち改善予定戸数	127 戸	・建替予定戸数	0 戸	・用途廃止予定戸数	94 戸	<p>〈公営住宅等における建替事業の実施方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の住宅セーフティネット構築＝老朽化が進んだ団地・住棟を、地域の実情や入居者の状況、利便性などを総合的に判断し、計画的な建替え・統廃合を推進 ・借地で所有者への返還が必要であるなど、建替えを実施出来ない事情がある場合は用途廃止 ・借地以外の理由で用途廃止とする団地・住棟の敷地は民間への売却も含め有効な活用方法を検討 <p>●老朽化した市営住宅の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の住宅需要状況および建替対象とな市営住宅の現状から、建替対象となる市営住宅は全て用途廃止 <p>【様式1】 修繕・改善に係る事業予定一覧</p> <table border="1" data-bbox="703 884 1407 1529"> <thead> <tr> <th rowspan="2">団地名</th> <th rowspan="2">住棟番号</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th rowspan="2">構造</th> <th rowspan="2">建設年度</th> <th rowspan="2">次期定期点検時期</th> <th colspan="11">修繕・改善事業の内容</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> <th>H36</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築住宅</td> <td></td> <td>7</td> <td>築二</td> <td>S37</td> <td>H29</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>基本型住宅</td> <td></td> <td>7</td> <td>築二</td> <td>S40</td> <td>H28</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>238</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">団地住宅</td> <td>A</td> <td>2</td> <td>築二</td> <td>S41</td> <td>H26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2</td> <td>築二</td> <td>S41</td> <td>H26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>2</td> <td>築二</td> <td>S41</td> <td>H26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>2</td> <td>築二</td> <td>S41</td> <td>H26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>2</td> <td>築二</td> <td>S41</td> <td>H27</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>2</td> <td>築二</td> <td>S41</td> <td>H27</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>2</td> <td>築二</td> <td>S41</td> <td>H27</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>1</td> <td>築二</td> <td>S41</td> <td>H27</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>倉庫住宅</td> <td></td> <td>28</td> <td>中耐</td> <td>S43</td> <td>H30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>997</td> </tr> <tr> <td>新築住宅</td> <td></td> <td>28</td> <td>中耐</td> <td>H2</td> <td>H31</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>864</td> </tr> <tr> <td>天野団地</td> <td></td> <td>21</td> <td>中耐</td> <td>H9</td> <td>H34</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>663</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">河東団地</td> <td>A</td> <td>12</td> <td>中耐</td> <td>H7</td> <td>H35</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>243</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>9</td> <td>中耐</td> <td>H7</td> <td>H35</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>163</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 様式1は、Microsoft office Excel形式とする。 注2) 対象数が多い場合は、必要に応じて複数枚作成する。 注3) L・C削減計画は、長寿命化型改善事業、又は全面的改善事業を実施する住棟に関して記載する。</p>	団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期定期点検時期	修繕・改善事業の内容											備考	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	新築住宅		7	築二	S37	H29													235	基本型住宅		7	築二	S40	H28													238	団地住宅	A	2	築二	S41	H26													79	B	2	築二	S41	H26													64	C	2	築二	S41	H26													64	D	2	築二	S41	H26													64	E	2	築二	S41	H27													64	F	2	築二	S41	H27													64	G	2	築二	S41	H27													64	H	1	築二	S41	H27													31	倉庫住宅		28	中耐	S43	H30													997	新築住宅		28	中耐	H2	H31													864	天野団地		21	中耐	H9	H34													663	河東団地	A	12	中耐	H7	H35													243	B	9	中耐	H7	H35													163
対 象	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
公営住宅管理戸数	261 戸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
・維持管理予定戸数	167 戸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
うち修繕対応戸数	40 戸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
うち改善予定戸数	127 戸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
・建替予定戸数	0 戸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
・用途廃止予定戸数	94 戸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期定期点検時期	修繕・改善事業の内容											備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
						H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
新築住宅		7	築二	S37	H29													235																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
基本型住宅		7	築二	S40	H28													238																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
団地住宅	A	2	築二	S41	H26													79																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	B	2	築二	S41	H26													64																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	C	2	築二	S41	H26													64																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	D	2	築二	S41	H26													64																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	E	2	築二	S41	H27													64																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	F	2	築二	S41	H27													64																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	G	2	築二	S41	H27													64																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	H	1	築二	S41	H27													31																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
倉庫住宅		28	中耐	S43	H30													997																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
新築住宅		28	中耐	H2	H31													864																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
天野団地		21	中耐	H9	H34													663																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
河東団地	A	12	中耐	H7	H35													243																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	B	9	中耐	H7	H35													163																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
<p>〈公営住宅〉 公営住宅</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

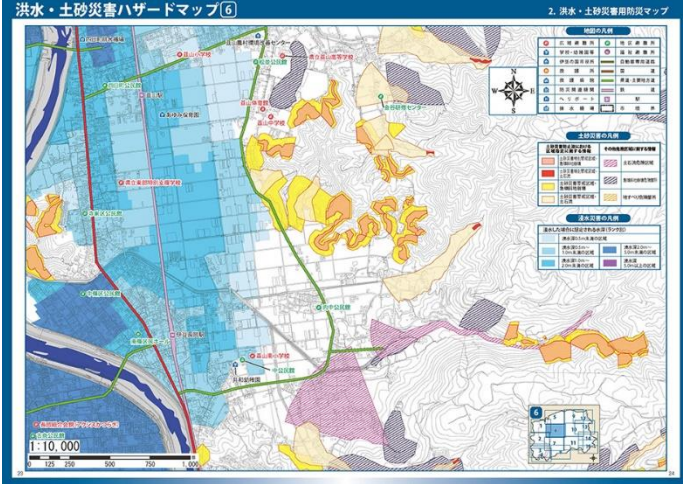
上位・関連計画名	基本的な方向性等																																																																																																																																																																					
<p>伊豆の国市 庁舎のあり方協議会 平成 28 年 3 月</p>	<p>庁舎の全般的な状況と問題点を踏まえ、分散している庁舎機能の集約化を前提とし、既存庁舎の現状・課題を調査・整理し、集約の方法を含めた候補地の抽出・評価を行うものとする。また、その候補地の評価にあつては、利便性や経済性、防災面、まちづくりなどの多角的な視点で検討を加え、候補地ごとの利点、難点をまとめるものとする。</p>																																																																																																																																																																					
<p>〈庁舎に必要な規模の算定〉</p> <p>○庁舎の建築面積の算定</p> <p>・延べ床面積</p> <table border="1" data-bbox="148 636 659 680"> <tr> <td>庁舎の延べ床面積</td> <td>=</td> <td>【総務省基準による面積規模】</td> <td>+</td> <td>【付加される機能の面積】</td> </tr> <tr> <td>9,100 (㎡)</td> <td>=</td> <td>7,100 (㎡)</td> <td>+</td> <td>2,000 (㎡)</td> </tr> </table> <p>・建築面積</p> <table border="1" data-bbox="148 732 659 835"> <tr> <td>【3階建の最小建築面積】</td> <td>9,100 (㎡) ÷ 3 (階)</td> <td>≧</td> <td>3,100 (㎡) ※総3階を想定</td> </tr> <tr> <td>【3階建の最大建築面積】</td> <td>9,100 (㎡) ÷ 2 (階)</td> <td>≧</td> <td>4,600 (㎡) ※総2階+αを想定</td> </tr> <tr> <td>【庁舎の建築面積】</td> <td>【最大】4,600 (㎡)</td> <td>【最小】3,100 (㎡)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【必要となる敷地面積】</td> <td>【最大】4,600 (㎡) ÷ 60% = 7,666</td> <td>≦</td> <td>7,700 ㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【最小】3,100 (㎡) ÷ 60% = 5,166</td> <td>≦</td> <td>5,200 ㎡</td> </tr> </table> <p>上記の通り、敷地面積が 5,200 ㎡あれば 9,100 ㎡の建物を建築することが可能である。</p> <p>○付帯施設面積（緑地・広場、タクシー・障がい者乗降スペース）</p> <table border="1" data-bbox="148 943 659 1003"> <tr> <td>【付帯施設面積】</td> <td>=</td> <td>【庁舎の建築面積】</td> <td>×</td> <td>【10%】</td> </tr> <tr> <td>【最大】480 (㎡)</td> <td>=</td> <td>4,600 (㎡)</td> <td>×</td> <td>10 (%)</td> </tr> <tr> <td>【最小】310 (㎡)</td> <td>=</td> <td>3,100 (㎡)</td> <td>×</td> <td>10 (%)</td> </tr> </table> <p>○駐車場の面積</p> <table border="1" data-bbox="148 1070 659 1093"> <tr> <td>庁舎の駐車場面積</td> <td>4,575 (㎡) ≧ 4,600 (㎡)</td> </tr> </table> <p>○庁舎に必要な敷地規模</p> <table border="1" data-bbox="148 1160 659 1220"> <tr> <td>【庁舎の敷地規模】</td> <td>=</td> <td>【庁舎の建築面積】</td> <td>+</td> <td>【付帯施設面積】</td> <td>+</td> <td>【駐車場面積】</td> </tr> <tr> <td>【最大】9,680 (㎡)</td> <td>=</td> <td>4,600 (㎡)</td> <td>+</td> <td>480 (㎡)</td> <td>+</td> <td>4,600 ㎡</td> </tr> <tr> <td>【最小】8,010 (㎡)</td> <td>=</td> <td>3,100 (㎡)</td> <td>+</td> <td>310 (㎡)</td> <td>+</td> <td>4,600 ㎡</td> </tr> </table>	庁舎の延べ床面積	=	【総務省基準による面積規模】	+	【付加される機能の面積】	9,100 (㎡)	=	7,100 (㎡)	+	2,000 (㎡)	【3階建の最小建築面積】	9,100 (㎡) ÷ 3 (階)	≧	3,100 (㎡) ※総3階を想定	【3階建の最大建築面積】	9,100 (㎡) ÷ 2 (階)	≧	4,600 (㎡) ※総2階+αを想定	【庁舎の建築面積】	【最大】4,600 (㎡)	【最小】3,100 (㎡)		【必要となる敷地面積】	【最大】4,600 (㎡) ÷ 60% = 7,666	≦	7,700 ㎡		【最小】3,100 (㎡) ÷ 60% = 5,166	≦	5,200 ㎡	【付帯施設面積】	=	【庁舎の建築面積】	×	【10%】	【最大】480 (㎡)	=	4,600 (㎡)	×	10 (%)	【最小】310 (㎡)	=	3,100 (㎡)	×	10 (%)	庁舎の駐車場面積	4,575 (㎡) ≧ 4,600 (㎡)	【庁舎の敷地規模】	=	【庁舎の建築面積】	+	【付帯施設面積】	+	【駐車場面積】	【最大】9,680 (㎡)	=	4,600 (㎡)	+	480 (㎡)	+	4,600 ㎡	【最小】8,010 (㎡)	=	3,100 (㎡)	+	310 (㎡)	+	4,600 ㎡	<p>〈庁舎候補地の評価〉</p> <p>○評価のとりまとめ方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 各候補地の基礎的な情報を基に、「記号評価」と「記述評価」による評価を行っている。この評価を踏まえ各委員が、「評価が高い」と判断する候補地を3箇所以内で選出した。 <p>○意見集約の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築7案、増築1案の計8案に対し、6案について委員からの意見が挙げられ、2名以上複数名の委員が選出する候補地は、以下の5案がととなった。 これらを協議会における「評価の高い候補地」として抽出し、その評価をとりまとめて報告するものである。 <p style="text-align: center;">《評価の高い候補地》</p> <table border="1" data-bbox="708 871 1398 1068"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">候補地名</th> <th colspan="6">評価項目</th> <th rowspan="2">選定数</th> </tr> <tr> <th>1. 規模・法規制</th> <th>2. 位置・アクセス</th> <th>3. 市民の利便性</th> <th>4. 防災性</th> <th>5. 経済性</th> <th>6. 発展性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新築</td> <td>新① 菫山時代劇場駐車場周辺</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>新③ 大仁市民会館周辺</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>新⑤ 菫山駅周辺</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>新⑥ 伊豆長岡駅周辺</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>増築</td> <td>増① 長岡庁舎周辺</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>5名</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価項目の「○」は、評価すべき理由等の意見が述べられている項目</p> <p>参考：1名の委員が選出した候補地又は選出が無かった候補地</p> <table border="1" data-bbox="708 1135 1398 1283"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">候補地名</th> <th colspan="6">評価項目</th> <th rowspan="2">選定数</th> </tr> <tr> <th>1. 規模・法規制</th> <th>2. 位置・アクセス</th> <th>3. 市民の利便性</th> <th>4. 防災性</th> <th>5. 経済性</th> <th>6. 発展性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新築</td> <td>新② 大仁庁舎周辺</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>新④ 菫山庁舎周辺</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>新⑦ 旭化成狩野川工場跡地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0名</td> </tr> </tbody> </table>	番号	候補地名	評価項目						選定数	1. 規模・法規制	2. 位置・アクセス	3. 市民の利便性	4. 防災性	5. 経済性	6. 発展性	新築	新① 菫山時代劇場駐車場周辺		○	○		○	○	3名	新③ 大仁市民会館周辺	○	○		○	○	○	3名	新⑤ 菫山駅周辺		○	○		○	○	3名	新⑥ 伊豆長岡駅周辺		○				○	3名	増築	増① 長岡庁舎周辺	○		○		○		5名	番号	候補地名	評価項目						選定数	1. 規模・法規制	2. 位置・アクセス	3. 市民の利便性	4. 防災性	5. 経済性	6. 発展性	新築	新② 大仁庁舎周辺							0名	新④ 菫山庁舎周辺			○		○	○	1名	新⑦ 旭化成狩野川工場跡地							0名
庁舎の延べ床面積	=	【総務省基準による面積規模】	+	【付加される機能の面積】																																																																																																																																																																		
9,100 (㎡)	=	7,100 (㎡)	+	2,000 (㎡)																																																																																																																																																																		
【3階建の最小建築面積】	9,100 (㎡) ÷ 3 (階)	≧	3,100 (㎡) ※総3階を想定																																																																																																																																																																			
【3階建の最大建築面積】	9,100 (㎡) ÷ 2 (階)	≧	4,600 (㎡) ※総2階+αを想定																																																																																																																																																																			
【庁舎の建築面積】	【最大】4,600 (㎡)	【最小】3,100 (㎡)																																																																																																																																																																				
【必要となる敷地面積】	【最大】4,600 (㎡) ÷ 60% = 7,666	≦	7,700 ㎡																																																																																																																																																																			
	【最小】3,100 (㎡) ÷ 60% = 5,166	≦	5,200 ㎡																																																																																																																																																																			
【付帯施設面積】	=	【庁舎の建築面積】	×	【10%】																																																																																																																																																																		
【最大】480 (㎡)	=	4,600 (㎡)	×	10 (%)																																																																																																																																																																		
【最小】310 (㎡)	=	3,100 (㎡)	×	10 (%)																																																																																																																																																																		
庁舎の駐車場面積	4,575 (㎡) ≧ 4,600 (㎡)																																																																																																																																																																					
【庁舎の敷地規模】	=	【庁舎の建築面積】	+	【付帯施設面積】	+	【駐車場面積】																																																																																																																																																																
【最大】9,680 (㎡)	=	4,600 (㎡)	+	480 (㎡)	+	4,600 ㎡																																																																																																																																																																
【最小】8,010 (㎡)	=	3,100 (㎡)	+	310 (㎡)	+	4,600 ㎡																																																																																																																																																																
番号	候補地名	評価項目						選定数																																																																																																																																																														
		1. 規模・法規制	2. 位置・アクセス	3. 市民の利便性	4. 防災性	5. 経済性	6. 発展性																																																																																																																																																															
新築	新① 菫山時代劇場駐車場周辺		○	○		○	○	3名																																																																																																																																																														
	新③ 大仁市民会館周辺	○	○		○	○	○	3名																																																																																																																																																														
	新⑤ 菫山駅周辺		○	○		○	○	3名																																																																																																																																																														
	新⑥ 伊豆長岡駅周辺		○				○	3名																																																																																																																																																														
増築	増① 長岡庁舎周辺	○		○		○		5名																																																																																																																																																														
番号	候補地名	評価項目						選定数																																																																																																																																																														
		1. 規模・法規制	2. 位置・アクセス	3. 市民の利便性	4. 防災性	5. 経済性	6. 発展性																																																																																																																																																															
新築	新② 大仁庁舎周辺							0名																																																																																																																																																														
	新④ 菫山庁舎周辺			○		○	○	1名																																																																																																																																																														
	新⑦ 旭化成狩野川工場跡地							0名																																																																																																																																																														
〈行政施設〉庁舎等																																																																																																																																																																						

上位・関連計画名	基本的な方向性等																																								
<p>伊豆の国市 一般廃棄物処理基本計画（改訂版） 平成 25 年 3 月 計画目標年次:平成 33 年度（2021 年度）</p>	<p>一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項に基づき、市町村に策定が義務づけられた計画です。本計画においては、社会情勢の変化とともに、焼却施設や中間処理施設の老朽化、最終処分場の残容量の逼迫、伊豆市との広域による新たなごみ処理施設の整備推進など、本市のごみ処理をめぐる環境は大きく変化し、国や県の動向はもとより、本市におけるごみ処理の現状や新たな課題、これまでの施策の進捗状況等を踏まえ、改めて本市の今後の清掃行政の方向性を示している。</p>																																								
<p>〈ごみ処理基本計画〉</p> <p>○基本理念 環境負荷低減を目指した 安心・安全な循環型社会の形成</p> <p>○基本方針 ・ “もの” の発生及び排出抑制の推進 ・ 循環資源のリユース（再利用）、リサイクル（再利用） ・ 適正処理の確保 ・ 環境学習・啓発活動の推進 ・ 環境負荷を低減するゴミ処理システムの構築</p> <p>○将来目標 ・ ごみ排出量の削減目標</p> <table border="1" data-bbox="167 958 742 1055"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成 23 年度 (実績)</th> <th>28 (中間目標)</th> <th>31</th> <th>33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排出量 (t/年)</td> <td>17,725</td> <td>17,114</td> <td>16,830</td> <td>16,634</td> </tr> <tr> <td>削減率</td> <td>-</td> <td>-3.4%</td> <td>-5.0%</td> <td>-6.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ リサイクル率の目標</p> <table border="1" data-bbox="183 1120 726 1187"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成 23 年度 (実績)</th> <th>28 (中間目標)</th> <th>31</th> <th>33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>29.1%</td> <td>30.0%</td> <td>32.5%</td> <td>32.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 最終処分量の削減目標</p> <table border="1" data-bbox="183 1232 726 1317"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成 23 年度 (実績)</th> <th>28 (中間目標)</th> <th>31</th> <th>33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最終処分量 (t/年)</td> <td>1,192</td> <td>1,027</td> <td>409</td> <td>406</td> </tr> <tr> <td>最終処分率</td> <td>6.7%</td> <td>6.0%</td> <td>2.4%</td> <td>2.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○中間処理計画 ・ <u>現在稼働している焼却施設を廃止</u> ・ <u>適切な焼却処理の継続と新ごみ処理施設整備（伊豆市と共同で施設統合）</u> ・ <u>平成 31 年度稼働開始。</u></p> <p>○最終処分計画 ・ 一般廃棄物最終処分場 2 施設により、適正な維持管理 ・ 今後、積極的に資源化を図ることにより最終処分量は減少する予定</p> <p>○ごみ処理の広域化 ・ 長岡清掃センター、韮山ごみ焼却場は、稼働後 30 年以上が経過し老朽化が進行 ・ 平成 12 年施行の循環型社会形成推進基本法で熱回収を前提とした焼却処理が求められているが本市にはその機能がない ・ 伊豆市においても同様で、効率的な熱回収を行い、最終処分量を最大限減量するために、両市の既設の焼却施設を統合し、新しい熱回収施設を整備することは意義がある ・ リサイクルを推進しつつ、それでも処理しなければならないものについては、両市で十分な協力、連携をとりながら、適正にごみ処理を行っていくことを基本方針とする。</p>	項目	平成 23 年度 (実績)	28 (中間目標)	31	33	総排出量 (t/年)	17,725	17,114	16,830	16,634	削減率	-	-3.4%	-5.0%	-6.2%	項目	平成 23 年度 (実績)	28 (中間目標)	31	33	リサイクル率	29.1%	30.0%	32.5%	32.5%	項目	平成 23 年度 (実績)	28 (中間目標)	31	33	最終処分量 (t/年)	1,192	1,027	409	406	最終処分率	6.7%	6.0%	2.4%	2.4%	<p>〈生活排水処理基本計画〉</p> <p>○基本理念 ・ 本市の水環境を守るためには、狩野川流域の環境保全が必須であることから、生活の未処理の排水を低減し、汚濁負荷を少なくし、健全な水環境を維持する。</p> <p>○基本方針 ・ 汚濁負荷低減に向けた啓発と広報 ・ 下水道整備区域への居住誘導とその他区域の合併浄化槽の普及 ・ 老朽化したし尿処理施設の改善・統廃合を含めた検討</p> <p>○将来目標 ・ 収集運搬に関する目標 計画収集区域のし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集し、収集量に見合った体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるために計画的な収集を行う。</p> <p>・ 中間処理に関する目標 中間処理量は、計画収集区域から発生する汲取りし尿及び浄化槽汚泥の全量とし、将来、汲取りし尿及び浄化槽汚泥の収集比率が変化した場合に対応できる運転条件を検討する。</p> <p>・ 最終処分に関する目標 最終処分されるものは、焼却処理などを適正に行い、無害化、安定化させ、処理する。</p> <p>・ 資源化に関する目標 水処理後に発生する汚泥を資源化し有効利用する。</p> <p>・ 将来予測 本市の処理別形態人口及び計画処理量を過去 5 年間の実績値をもとに予測した。その結果、下水道人口は増加傾向を示し、一方で、単独浄化槽人口は大幅な減少を示している。</p> <p>○施策の方向性 ・ 排出抑制計画 下水道処理施設を計画的に整備する。整備後の下水道供用区域内の住宅では公共下水道への切り替えを促進し、下水道への接続を拡大し、水洗化率の向上を図る。</p> <p>・ 収集運搬計画 発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集運搬し、将来の収集量にあわせた収集運搬体制の効率化・円滑化を図る。</p> <p>・ 中間処理計画 し尿及び浄化槽汚泥は、現有のし尿処理施設で適正に処理する。公共下水道整備の推進により下水道計画区域を拡大する。公共下水道計画区域外は、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金制度の拡充を図り、合併処理浄化槽への転換を促進する。本計画と併行して、市のし尿処理施設の見直し計画（利用計画）を策定し、適切な中間処理の実施を目指すとともに、し尿の運搬体系を検討する。 <u>老朽化している大仁し尿処理場は、施設の統廃合も含めた施設整備を検討し、方向性を明確する。</u></p> <p>・ 資源化計画 資源循環型社会の構築を目指し、し尿及び浄化槽汚泥などの有機性廃棄物は、し尿処理施設において適正な処理を行い、処理汚泥などの有効利用可能なものは、資源化を図る。農地還元による有効利用は今後も継続し、一層の利用普及に努めます促進する。</p> <p>・ 最終処分計画 現行の処理システムでし尿は焼却処理されており、減容化した上で、焼却残さとして最終処分されている。し尿処理汚泥は資源化されており、最終処分量の増加には影響していない。今後も、最終処分量の削減を目指し、当面、現行システムを継続する。</p>
項目	平成 23 年度 (実績)	28 (中間目標)	31	33																																					
総排出量 (t/年)	17,725	17,114	16,830	16,634																																					
削減率	-	-3.4%	-5.0%	-6.2%																																					
項目	平成 23 年度 (実績)	28 (中間目標)	31	33																																					
リサイクル率	29.1%	30.0%	32.5%	32.5%																																					
項目	平成 23 年度 (実績)	28 (中間目標)	31	33																																					
最終処分量 (t/年)	1,192	1,027	409	406																																					
最終処分率	6.7%	6.0%	2.4%	2.4%																																					
<p>〈供給処理施設〉 清掃センター、ごみ焼却場、リサイクルプラザ、し尿処理場等</p>																																									

上位・関連計画名	基本的な方向性等
<p>伊豆の国市 市財政を取り巻く状況 平成 28 年 市政懇談会資料</p>	<p>市政懇談会資料として、「合併からこれまでの様々な（財政上の）優遇策」が、平成 33 年度で終了することから、今後の財政関わる課題を説明したもの。</p>
<p>〈合併してからこれまでの様々な優遇策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○普通交付税の優遇措置 （平成 17～27 年度、その後毎年度、段階的に縮小し、平成 32 年度で終了） ○合併特例債の活用（事業費の 66.5%が交付税として国から交付）（平成 17～32 年度） ○国合併補助金 総額 4.5 億円（平成 18～28 年度） ○県合併特別交付金 総額 7.5 億円（平成 16～21 年度） <p>など、財政的な優遇策を受けてきた。</p>	<p style="text-align: center;">今後、想定される財政的な課題</p> <p>〈普通交付税の優遇措置の終了〉</p> <p>⇒ 合併算定替が終了する平成 33 年度には、 約 7.9 億円 の普通交付税が減少する見込み（27 年度基準）</p> <p>〈少子高齢社会の進行に伴う自主財源（収入）の縮小及び扶助費（支出）の拡大〉</p> <p>〈その他、財政的な負担を伴う行政課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新ごみ処理施設の整備に関すること。（伊豆市と共同）</u> ・ <u>斎場の整備に関すること。</u> ・ <u>し尿処理場の整備に関すること。</u> ・ <u>旧大仁高校の改修に関すること。</u> ・ <u>その他公共施設（庁舎を含む）の大規模改修や統廃合・再編に関すること。</u>

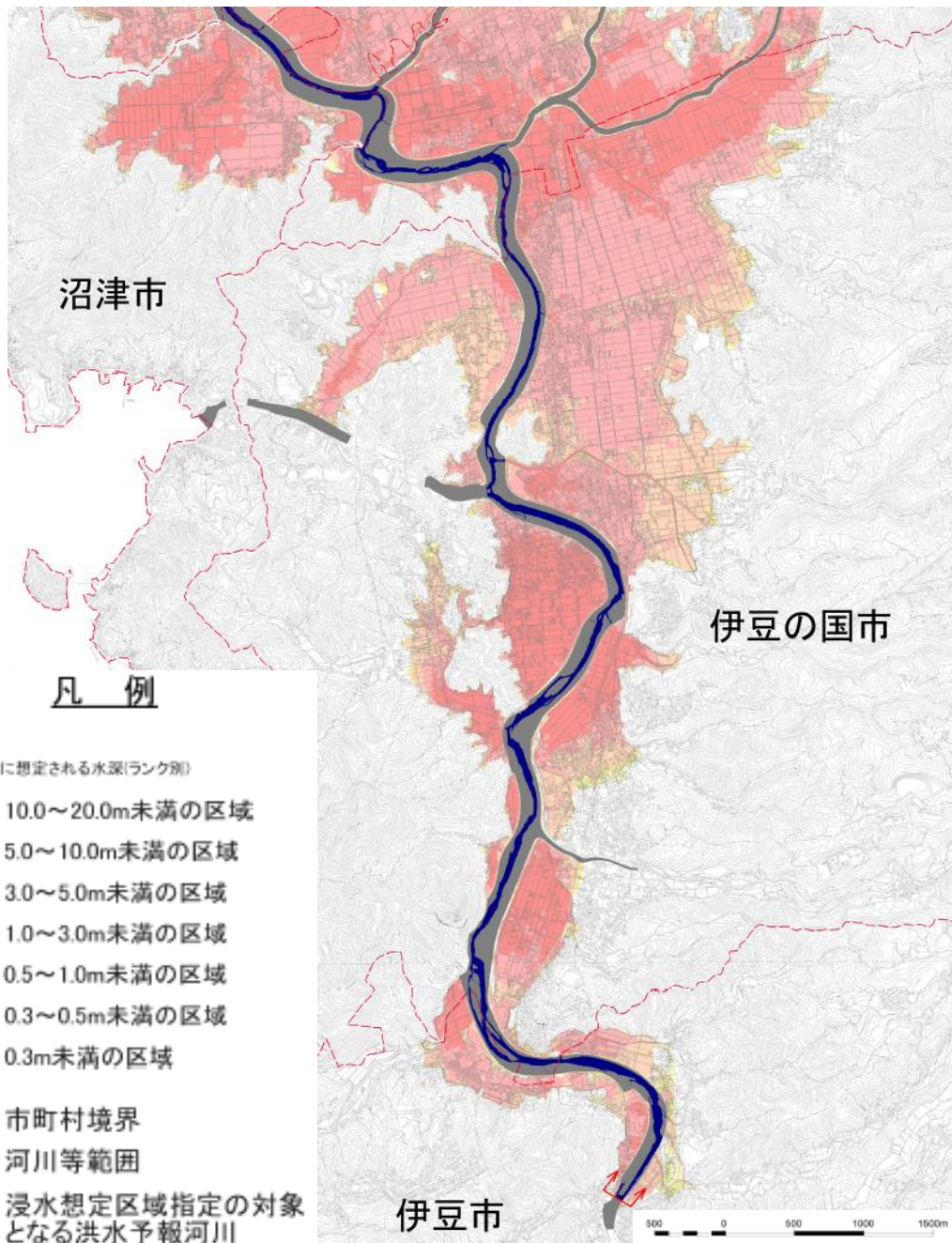
上位・関連計画名	基本的な方向性等																																																																																																																																																																							
<p>伊豆の国市 中期財政計画 平成 27 年 11 月 計画期間 平成 28～37 年度（10 年間）</p>	<p>人口推計に基づき、概ね 10 年間の市の財政を検討したもの。</p>																																																																																																																																																																							
<p>〈中期財政運営の指針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入の範囲内で、歳出を調整し、縮減可能と考えられる費目について目標値を設定し、歳出の抑制に向けた指針とする。縮減を目指す費目は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="159 683 646 817"> <tr> <td>物 件 費</td> <td>類似団体における決算額構成比12.0%（H25財政状況類似団体比較カード）を勘案し、H33時点でH26決算額から9億円の圧縮を目標とする。</td> </tr> <tr> <td>補 助 費 等</td> <td>H17～26決算額を勘案し、H33時点でH26決算額から3億円の圧縮を目標とする。</td> </tr> <tr> <td>普通建設事業費</td> <td>H17～26決算額を勘案し、H33時点でH26決算額から3億円の圧縮を目標とする。</td> </tr> </table>	物 件 費	類似団体における決算額構成比12.0%（H25財政状況類似団体比較カード）を勘案し、H33時点でH26決算額から9億円の圧縮を目標とする。	補 助 費 等	H17～26決算額を勘案し、H33時点でH26決算額から3億円の圧縮を目標とする。	普通建設事業費	H17～26決算額を勘案し、H33時点でH26決算額から3億円の圧縮を目標とする。	<p>伊豆の国市中期財政計画（平成 28 年度～平成 33 年度）</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="718 548 1396 795"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>地方税</td><td>6,715</td><td>6,705</td><td>6,708</td><td>6,693</td><td>6,677</td><td>6,671</td></tr> <tr><td>地方譲与税</td><td>187</td><td>187</td><td>187</td><td>187</td><td>187</td><td>187</td></tr> <tr><td>各種交付金</td><td>1,262</td><td>1,279</td><td>1,537</td><td>1,529</td><td>1,539</td><td>1,557</td></tr> <tr><td>地方交付税</td><td>3,511</td><td>3,309</td><td>3,108</td><td>2,908</td><td>2,710</td><td>2,595</td></tr> <tr><td>国・県支出金</td><td>3,220</td><td>3,233</td><td>3,247</td><td>3,261</td><td>3,277</td><td>3,295</td></tr> <tr><td>地方債</td><td>1,400</td><td>1,400</td><td>1,400</td><td>1,400</td><td>1,400</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>基金繰入金</td><td>425</td><td>572</td><td>341</td><td>343</td><td>690</td><td>579</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,779</td><td>1,777</td><td>1,774</td><td>1,771</td><td>1,768</td><td>1,766</td></tr> <tr><td>歳 入 合 計</td><td>18,499</td><td>18,462</td><td>18,302</td><td>18,092</td><td>18,248</td><td>18,050</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="718 806 1396 1108"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>人件費</td><td>2,861</td><td>2,875</td><td>2,890</td><td>2,904</td><td>2,919</td><td>2,934</td></tr> <tr><td>物件費</td><td>3,284</td><td>3,164</td><td>2,984</td><td>2,804</td><td>2,624</td><td>2,444</td></tr> <tr><td>維持補修費</td><td>129</td><td>132</td><td>132</td><td>132</td><td>132</td><td>132</td></tr> <tr><td>扶助費</td><td>3,793</td><td>3,906</td><td>4,023</td><td>4,143</td><td>4,267</td><td>4,394</td></tr> <tr><td>補助費等</td><td>1,995</td><td>1,981</td><td>1,969</td><td>1,860</td><td>2,062</td><td>1,924</td></tr> <tr><td>普通建設事業費</td><td>2,020</td><td>1,960</td><td>1,900</td><td>1,840</td><td>1,780</td><td>1,720</td></tr> <tr><td>災害復旧費</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>公債費</td><td>1,779</td><td>1,806</td><td>1,766</td><td>1,771</td><td>1,826</td><td>1,864</td></tr> <tr><td>積立金</td><td>522</td><td>522</td><td>522</td><td>522</td><td>522</td><td>522</td></tr> <tr><td>貸付金等</td><td>23</td><td>23</td><td>23</td><td>23</td><td>23</td><td>23</td></tr> <tr><td>繰出金</td><td>2,093</td><td>2,093</td><td>2,093</td><td>2,093</td><td>2,093</td><td>2,093</td></tr> <tr><td>歳 出 合 計</td><td>18,499</td><td>18,462</td><td>18,302</td><td>18,092</td><td>18,248</td><td>18,050</td></tr> </tbody> </table>	区 分	H28	H29	H30	H31	H32	H33	地方税	6,715	6,705	6,708	6,693	6,677	6,671	地方譲与税	187	187	187	187	187	187	各種交付金	1,262	1,279	1,537	1,529	1,539	1,557	地方交付税	3,511	3,309	3,108	2,908	2,710	2,595	国・県支出金	3,220	3,233	3,247	3,261	3,277	3,295	地方債	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	基金繰入金	425	572	341	343	690	579	その他	1,779	1,777	1,774	1,771	1,768	1,766	歳 入 合 計	18,499	18,462	18,302	18,092	18,248	18,050	区 分	H28	H29	H30	H31	H32	H33	人件費	2,861	2,875	2,890	2,904	2,919	2,934	物件費	3,284	3,164	2,984	2,804	2,624	2,444	維持補修費	129	132	132	132	132	132	扶助費	3,793	3,906	4,023	4,143	4,267	4,394	補助費等	1,995	1,981	1,969	1,860	2,062	1,924	普通建設事業費	2,020	1,960	1,900	1,840	1,780	1,720	災害復旧費	0	0	0	0	0	0	公債費	1,779	1,806	1,766	1,771	1,826	1,864	積立金	522	522	522	522	522	522	貸付金等	23	23	23	23	23	23	繰出金	2,093	2,093	2,093	2,093	2,093	2,093	歳 出 合 計	18,499	18,462	18,302	18,092	18,248	18,050
物 件 費	類似団体における決算額構成比12.0%（H25財政状況類似団体比較カード）を勘案し、H33時点でH26決算額から9億円の圧縮を目標とする。																																																																																																																																																																							
補 助 費 等	H17～26決算額を勘案し、H33時点でH26決算額から3億円の圧縮を目標とする。																																																																																																																																																																							
普通建設事業費	H17～26決算額を勘案し、H33時点でH26決算額から3億円の圧縮を目標とする。																																																																																																																																																																							
区 分	H28	H29	H30	H31	H32	H33																																																																																																																																																																		
地方税	6,715	6,705	6,708	6,693	6,677	6,671																																																																																																																																																																		
地方譲与税	187	187	187	187	187	187																																																																																																																																																																		
各種交付金	1,262	1,279	1,537	1,529	1,539	1,557																																																																																																																																																																		
地方交付税	3,511	3,309	3,108	2,908	2,710	2,595																																																																																																																																																																		
国・県支出金	3,220	3,233	3,247	3,261	3,277	3,295																																																																																																																																																																		
地方債	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400																																																																																																																																																																		
基金繰入金	425	572	341	343	690	579																																																																																																																																																																		
その他	1,779	1,777	1,774	1,771	1,768	1,766																																																																																																																																																																		
歳 入 合 計	18,499	18,462	18,302	18,092	18,248	18,050																																																																																																																																																																		
区 分	H28	H29	H30	H31	H32	H33																																																																																																																																																																		
人件費	2,861	2,875	2,890	2,904	2,919	2,934																																																																																																																																																																		
物件費	3,284	3,164	2,984	2,804	2,624	2,444																																																																																																																																																																		
維持補修費	129	132	132	132	132	132																																																																																																																																																																		
扶助費	3,793	3,906	4,023	4,143	4,267	4,394																																																																																																																																																																		
補助費等	1,995	1,981	1,969	1,860	2,062	1,924																																																																																																																																																																		
普通建設事業費	2,020	1,960	1,900	1,840	1,780	1,720																																																																																																																																																																		
災害復旧費	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																		
公債費	1,779	1,806	1,766	1,771	1,826	1,864																																																																																																																																																																		
積立金	522	522	522	522	522	522																																																																																																																																																																		
貸付金等	23	23	23	23	23	23																																																																																																																																																																		
繰出金	2,093	2,093	2,093	2,093	2,093	2,093																																																																																																																																																																		
歳 出 合 計	18,499	18,462	18,302	18,092	18,248	18,050																																																																																																																																																																		

上位・関連計画名	基本的な方向性等
<p>伊豆の国市 地域防災計画 平成 28 年 3 月 25 日 計画内容修正</p>	<p>この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、伊豆の国市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、伊豆の国市の地域に係る防災対策の大綱を定めている計画です。</p>
<p>〈総則〉 この計画は、「災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)」第 42 条の規定に基づき、伊豆の国市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、伊豆の国市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。</p> <p>〈構成〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般対策編 ・ 地震対策編 ・ 資料編編 <p>〈一般対策編〉</p> <p>○防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 「災害対策基本法」の規定により、伊豆の国市及び行政区域内の防災関係機関並びに公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、本市の地域に係わる防災に寄与すべきものとする。</p> <p>○災害予防計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の耐震化 (公共施設の耐震化/避難地の整備/水道施設の耐震化) ・ 地域の防災構造化 (避難地の整備/避難路の整備/消防活動道路の整備等/共同溝等の整備/老朽住宅密集市街地震防災対策) <p>○災害応急対策計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所 (避難所の設置・運営/福祉避難所/2 次的避難所) 	<p>〈地震対策編〉</p> <p>平常時に実施する地震防災対策、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震注意情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市並びに住民の生命、身体及び財産を地震から保護する事を目的とする。</p> <p>〈地震防災施設緊急整備計画〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災業務施設の整備 (消防施設の整備/通信施設及び情報処理体制の整備) ・ 地域の防災構造化 (避難地の整備/避難路の整備/消防活動道路の整備等/共同溝等の整備/老朽住宅密集市街地震防災対策) ・ 緊急輸送路の整備 ・ 防災上重要な建物の整備 (医療救護施設の整備/社会福祉施設の整備/不特定多数が利用する公的建物の整備/庁舎・消防施設等の整備/地域防災拠点施設) ・ 災害応急対策用施設等の整備 (飲料水・電源等を確保する為の施設、設備の整備/備蓄倉庫の整備/応急救護設備の整備/応急輸送用車両等の整備)
<p>〈市民文化系施設〉集会所、文化施設 〈社会教育系施設〉図書館 〈学校教育系施設〉学校 〈保健・福祉施設〉 〈医療施設〉 〈スポーツ・レクリエーション系施設〉スポーツ施設、レクリエーション・観光施設 〈行政系施設〉庁舎等、その他行政系施設 など関連する公共施設</p>	

上位・関連計画名	基本的な方向性等
<p>伊豆の国市 防災マップ 平成 28 年 3 月</p>	<p>災害時に「いつ」、「どうやって」、「どこに」逃げるのか、避難する場所等や災害時の危険な場所が記載され、避難するルート、避難する場所などを自分で記載できる地図。</p>
<p>〈防災マップの使用方法〉</p> <p>▶ 「どこへ」逃げるのかーマップの使用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の各ステップに従って、必要な情報をこのマップに実際に書き込んで、あなたの家族向けの防災マップを完成させてください。 マップに赤いペンなどで直接記入してください。 地震と洪水では、安全な避難場所や避難経路が異なる場合がありますので、災害の形態に合わせてそれぞれ選択しましょう。 <p>ステップ 1 あなたの家の位置を探して、周辺の浸水箇所や土砂災害の危険箇所などの状況を確認し、地図に記入しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> あなたの家はどこですか？(あなたの家に印をつけましょう) <input type="checkbox"/> 地震時にあなたの家の辺りは、どのくらいの震度になりますか？ <input type="checkbox"/> 洪水時にあなたの家の辺りは、どのくらいの水深になりますか？ <input type="checkbox"/> あなたの家の周囲に、土砂災害の危険がある箇所や地盤のときに倒壊しそうなブロック塀等がありますか？ <p>ステップ 2 あなたの家の避難場所と避難経路を選択しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> あなたの家の避難場所はどこですか？ <input type="checkbox"/> 地震時 洪水時 <input type="checkbox"/> あなたの家から避難場所までの距離はどのくらいですか？(m) (この地図上の 1 cm は、実際の距離の 100 m になります。) <input type="checkbox"/> あなたの家から避難場所までの最も安全な経路はどこですか？ <input type="checkbox"/> その他の避難経路の候補はありますか？ <p>ステップ 3 あなたが地図上で選択した避難経路を實際に歩いて安全かどうか確認しましょう。(その他の避難経路も確認しましょう。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難経路に沿って、土砂崩れが起きそうな箇所はありますか？ <input type="checkbox"/> 避難経路上は、どのくらいの水深になりますか？(m) (この地図上の 1 cm は、実際の距離の 100 m になります。) <input type="checkbox"/> 避難経路の近くにマンホール、道路の側溝、深く窪んだ場所などがありますか？ <input type="checkbox"/> 避難経路に沿って、大雨になると勢いよく水が流れたりあふれたりするような水路はありますか？ <input type="checkbox"/> 避難経路の近くに、浸水しても確認できる、看板や番号など、高い位置に目印になるようなものはありますか？ <input type="checkbox"/> 避難経路に沿って、ブロック塀や看板などを倒壊や落下の恐れ等があるものはありますか？ <input type="checkbox"/> 避難経路に沿って、夜間でも避難できるような街灯などはありますか？ 	<p>〈防災マップの例〉</p> <p>災害の危険箇所として土砂災害と浸水災害の区域が示され、災害時の広域避難所、地区及び福祉避難所、その他公共施設、医療関連施設などが記載されている。</p> <p>〈防災マップの例〉</p> 
<p>〈市民文化系施設〉集会所、文化施設 〈社会教育系施設〉図書館 〈学校教育系施設〉学校 〈保健・福祉施設〉 〈医療施設〉 〈スポーツ・レクリエーション系施設〉スポーツ施設、レクリエーション・観光施設 〈行政系施設〉庁舎等、その他行政系施設 など関連する公共施設</p>	

上位・関連計画名	基本的な方向性等
<p>浸水想定区域図／国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防法改正(H27.7.19 施行)に基づく洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 <p>指定及び公表年月日 平成 28 年 12 月 15 日</p>	<p>《洪水浸水想定区域》 平成 27 年の水防法改正により、浸水想定区域の指定の前提となる降雨を、従来の計画規模の降雨から想定し得る最大規模の降雨（計画規模を上回る）に変更されたことを受け、洪水時の住民等の安全確保の根幹的資料として作成したもの</p> <p>《家屋倒壊等氾濫想定区域》 一定の条件下において家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域を示したもの</p>

狩野川水系狩野川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



上位・関連計画名	基本的な方向性等
<p>浸水想定区域図／国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防法改正(H27.7.19 施行)に基づく洪水浸水想定区域 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域図 <p>指定及び公表年月日 平成 28 年 12 月 15 日</p>	<p>《洪水浸水想定区域》 平成 27 年の水防法改正により、浸水想定区域の指定の前提となる降雨を、従来の計画規模の降雨から想定し得る最大規模の降雨（計画規模を上回る）に変更されたことを受け、洪水時の住民等の安全確保の根幹的資料として作成したもの</p> <p>《家屋倒壊等氾濫想定区域》 一定の条件下において家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域を示したもの</p>

狩野川水系狩野川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域 氾濫流）

